

PAZ内から避難先施設までの主な経路 (妙高市への避難)

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

かしわざきし にしなかどおり
➤ 柏崎市: A 西中通地区(6,074人)
(計6,074人)

【主な経路①】

かしわざき よねやま
柏崎IC・糸魚川IC・北陸自動車道

柏崎JCT→木崎JCT→北陸自動車道
→上信越自動車道→新井PA(道の駅あらい)
妙高高原IC(妙高杉ノ原入キー場)

【主な経路②】

国道8号→国道18号



避難先: 妙高市 みょうこうし

避難経由所

道の駅あらい

みょうこうすぎのはら
妙高杉ノ原スキー場
かすが はしは しもはら
(春日、橋場、下原)

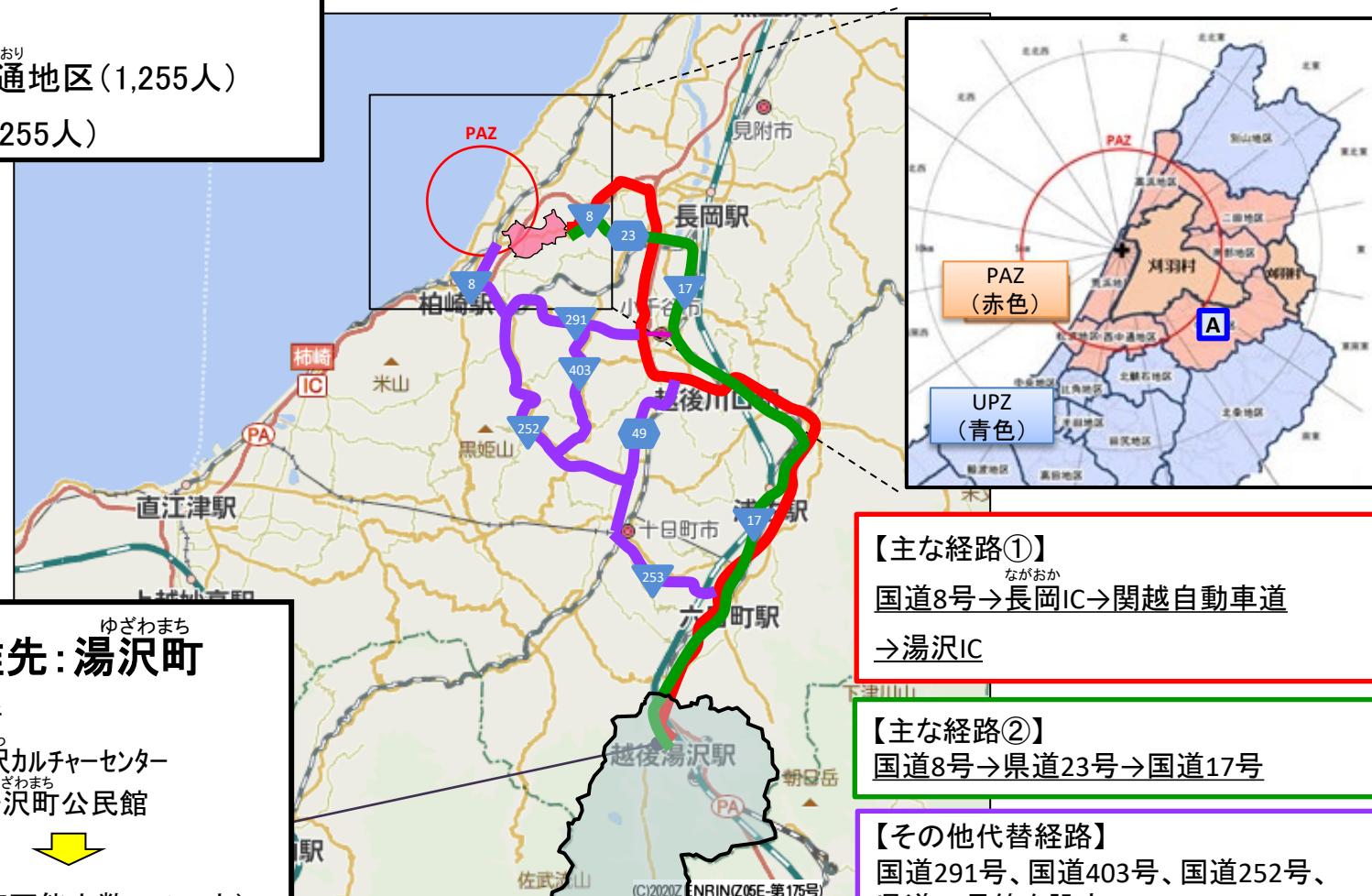
22施設(収容可能人数:11,370人)
から、新潟県と妙高市が調整の上、
決定。

PAZ内から避難先施設までの主な経路 (湯沢町への避難)

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- かしわさきし なかどおり
▶ 柏崎市: A 中通地区(1,255人)
(計1,255人)



【主な経路①】
ながおか
国道8号→長岡IC→関越自動車道
→湯沢IC

【主な経路②】
国道8号→県道23号→国道17号

【その他代替経路】
国道291号、国道403号、国道252号、
県道49号等を設定

ゆざわまち
避難先: 湯沢町
避難経由所
ゆざわまち
湯沢カルチャーセンター
ゆざわまち
湯沢町公民館
21施設(収容可能人数: 4,155人)
から、新潟県と湯沢町が調整の上、
決定。

避難を円滑に行うための対応策

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、新潟県・関係市町村及び新潟県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

大規模災害発生時の緊急交通路予定路線

柏崎刈羽地域における交通対策

1. 道路渋滞把握対策

- ヘリテレ伝送システムを発揚し、道路渋滞の把握を実施。

2. 交通誘導対策

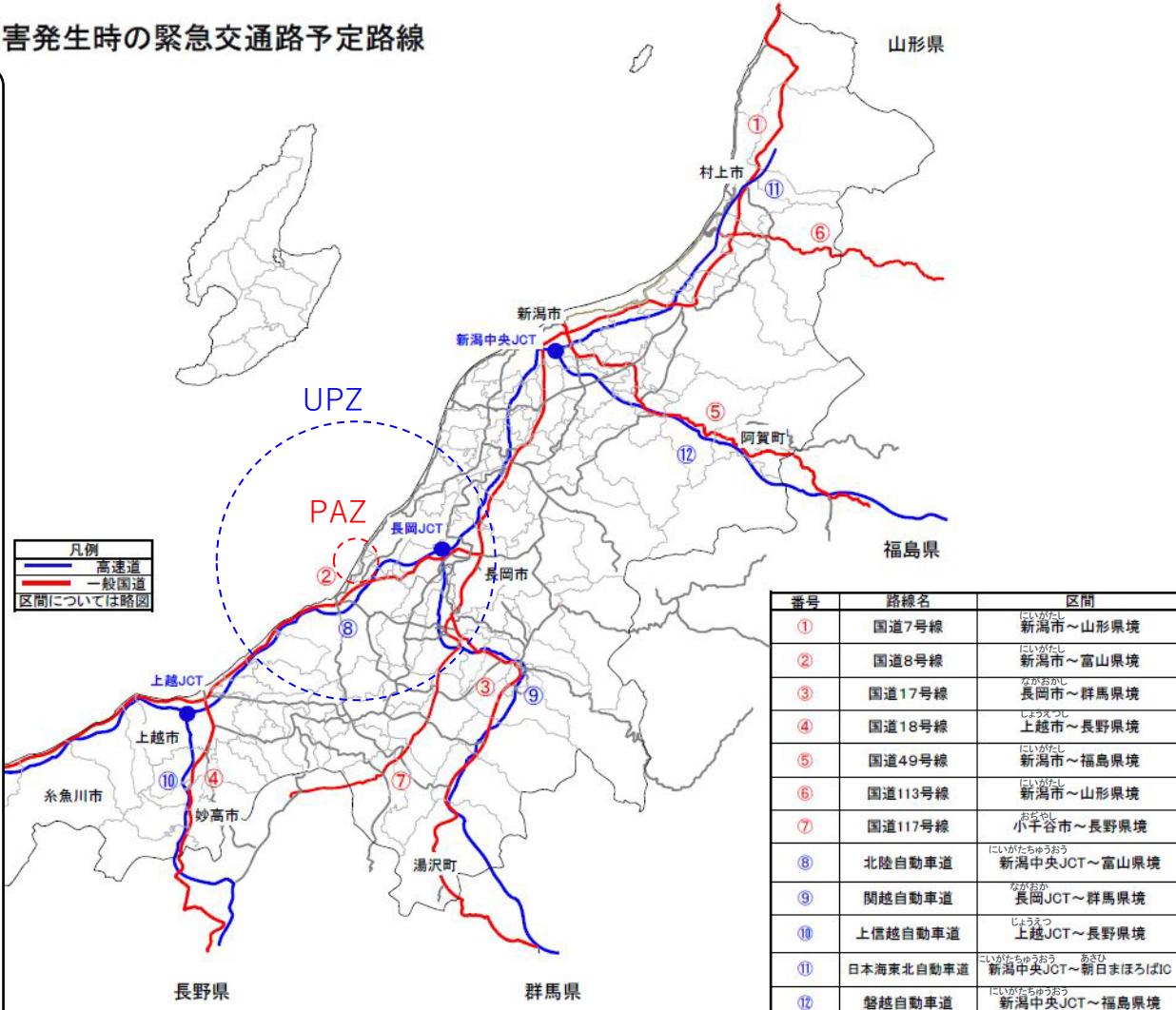
- 主要交差点等における市町村、新潟県警察等の交通整理・誘導等により、円滑な避難誘導を実施。

3. 交通広報対策

- 道路管理者が管理する「道路情報板」及び新潟県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- 日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
- 新潟県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

4. 交通規制対策

- 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
- 信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。



出典:新潟県警察 緊急交通路予定路線図

自然災害等により県内避難先が被災した場合の県外避難の調整

- ▶ 自然災害、冬期雪害等により、新潟県内の避難先施設が十分に確保できなくなった場合、新潟県・各市町村は、「災害時相互応援協定」等を活用し、周辺県等においても避難先を調整する。

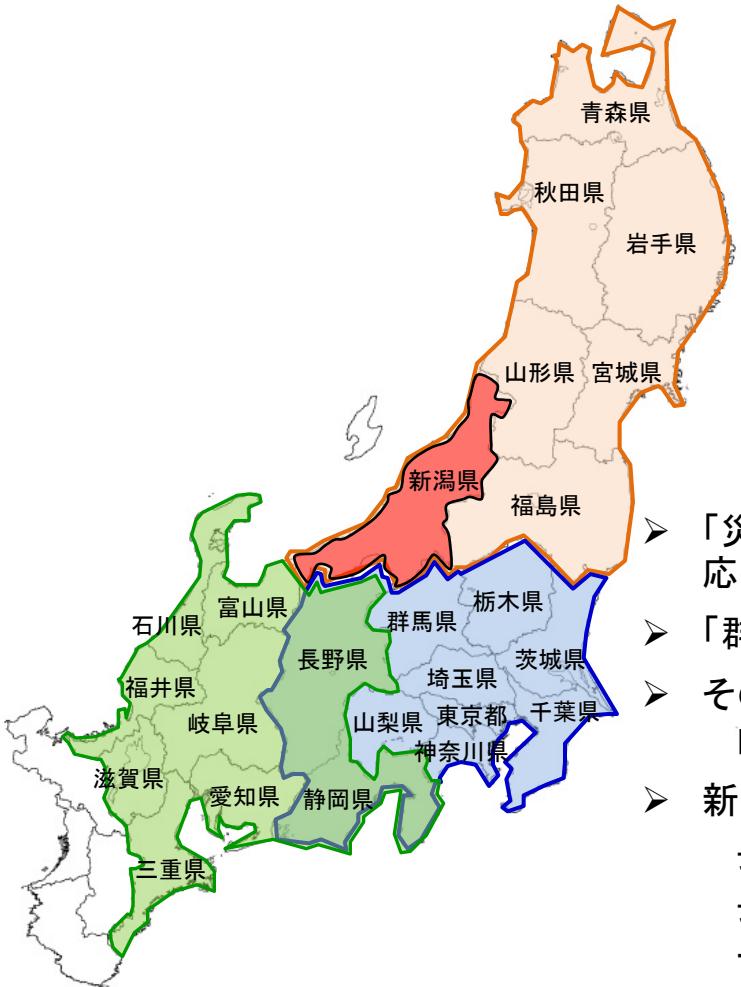
- ▶ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、 新潟県
関東地方知事会	東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
中部圏知事会	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、静岡県、福井県、滋賀県

- 全国知事会又は北海道東北地方知事会に対し、広域応援を依頼。
- 隣接する関東地方ブロック及び中部圏ブロックに応援を要請。

- 「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」
- 「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」
- その他、新潟県と個別に相互応援協定を締結している県
山形県、長野県、富山県、石川県、兵庫県
- 新潟県外市町村との相互応援協定(一部)

長岡市 ⇄ 伊勢崎市(群馬県)、長岡市 ⇄ 会津若松市(福島県)、
長岡市 ⇄ 高岡市(富山県)、上越市 ⇄ 板倉町(群馬県)、
千日町市 ⇄ 魚津市(富山県)、見附市 ⇄ 伊達市(福島県)、
柏崎市 ⇄ 前橋市(群馬県)、柏崎市 ⇄ 石巻市(宮城県)、
小千谷市 ⇄ 南相馬市(福島県)



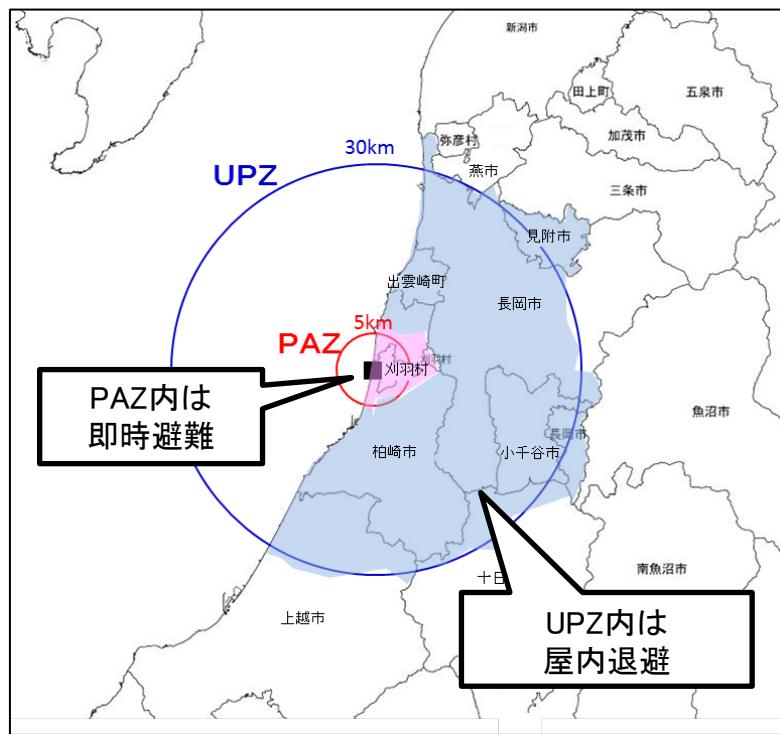
6. UPZ内における対応

＜対応のポイント＞

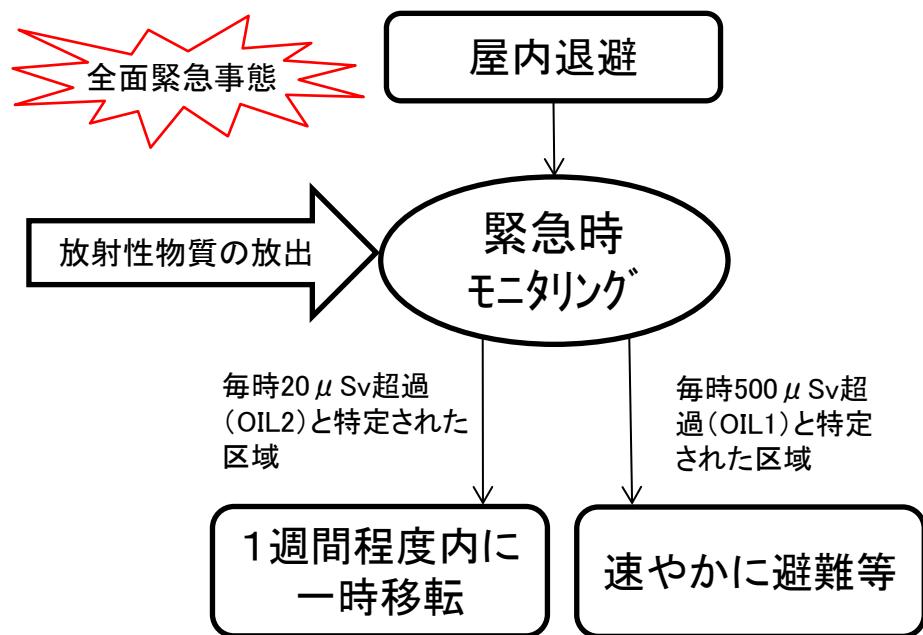
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避※1、2を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果により、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ

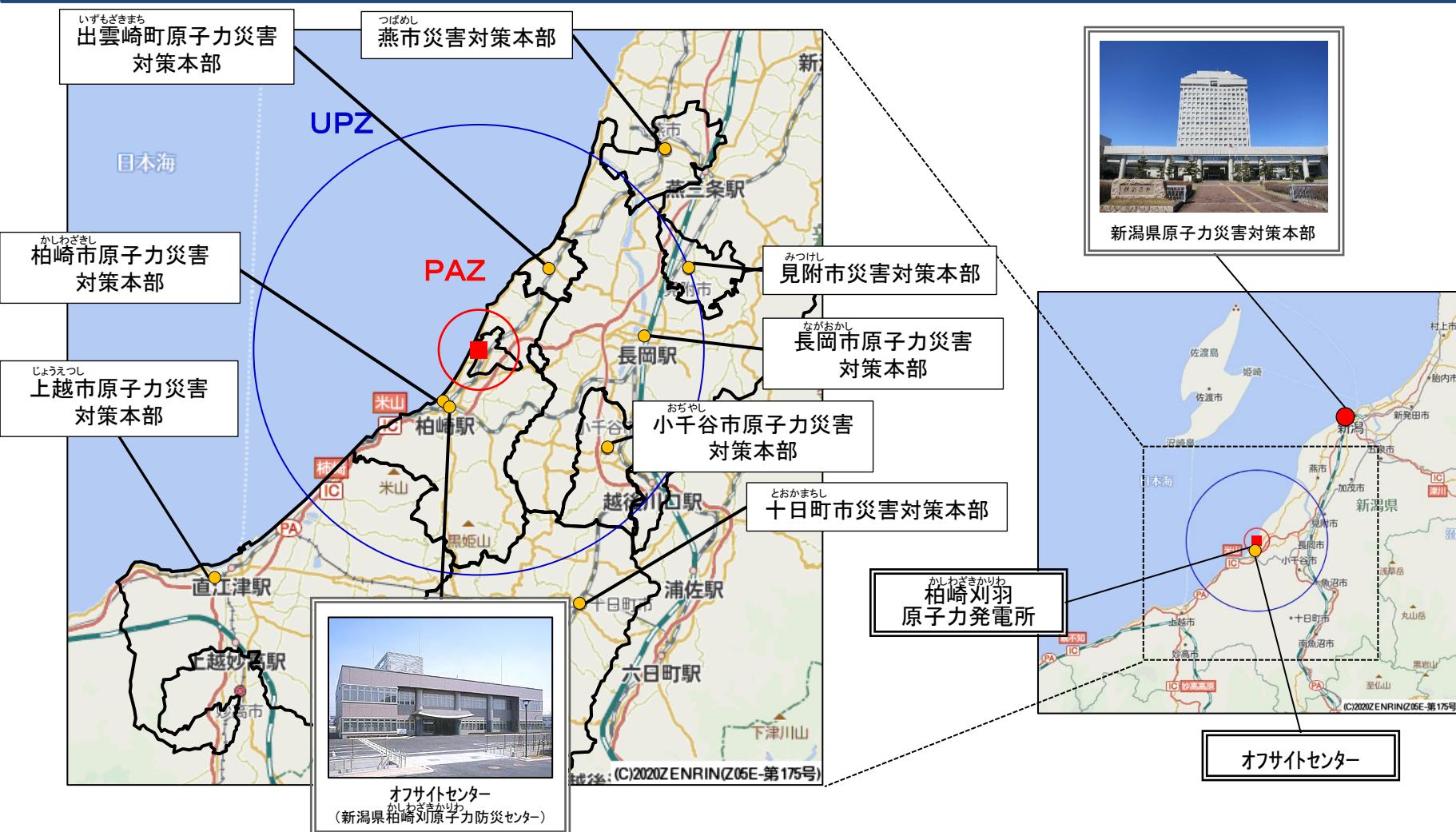


※1 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。

※2 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。

一時移転等に備えた関係者の対応

- 新潟県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部等に移行。
- 新潟県は、住民の一時移転等に備え、原子力災害時における人員輸送等に関する協定に基づき、新潟県内のバス会社に対し、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は、職員配置表や職員の行動マニュアルに基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等を行う際の情報伝達

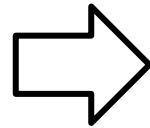
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、新潟県及び関係市町に対し、FAX・テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 新潟県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。

原子力災害対策本部
(首相官邸)



現地対策本部

FAX・テレビ会議
システム等



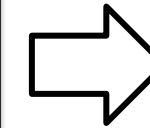
新潟県原子力災害
対策本部
(新潟県庁)



関係市町
原子力災害対策本部等

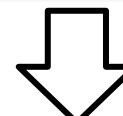
電話・FAX等

自治会、消防団、農
協、漁協、医療機関、
社会福祉施設、教育
機関 等



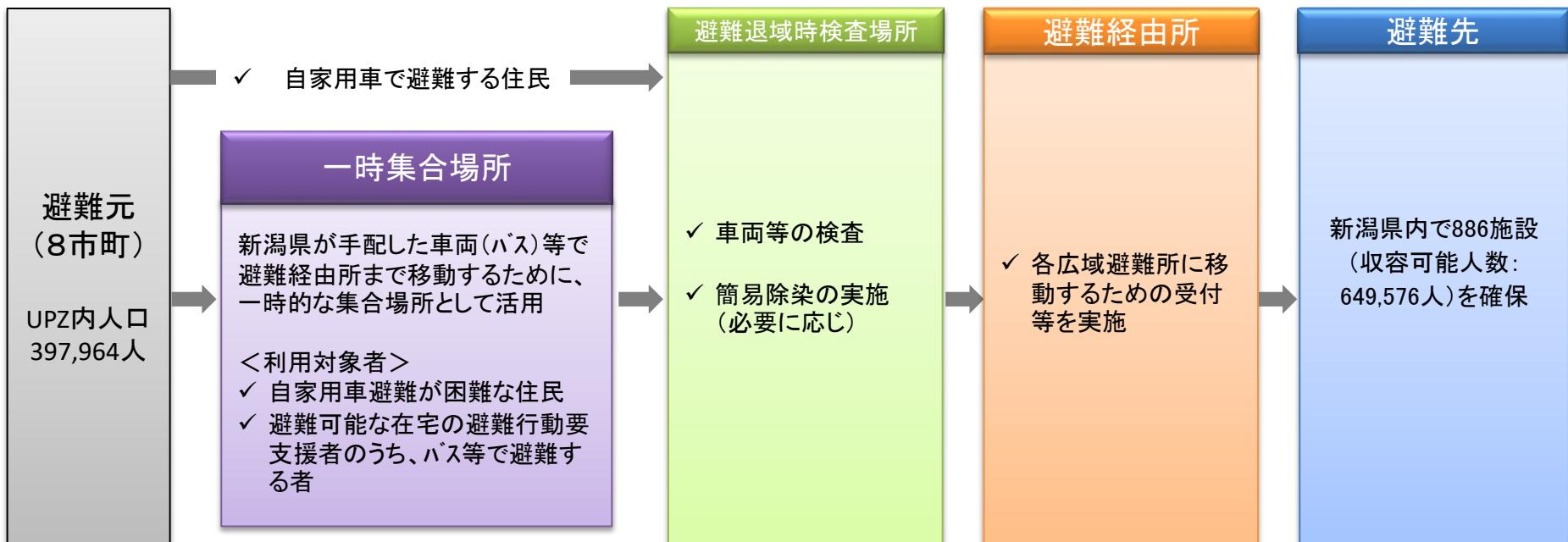
防災行政無線、広報車、ホームページ、テレビ、
ラジオ、緊急速報メールサービス 等

住民



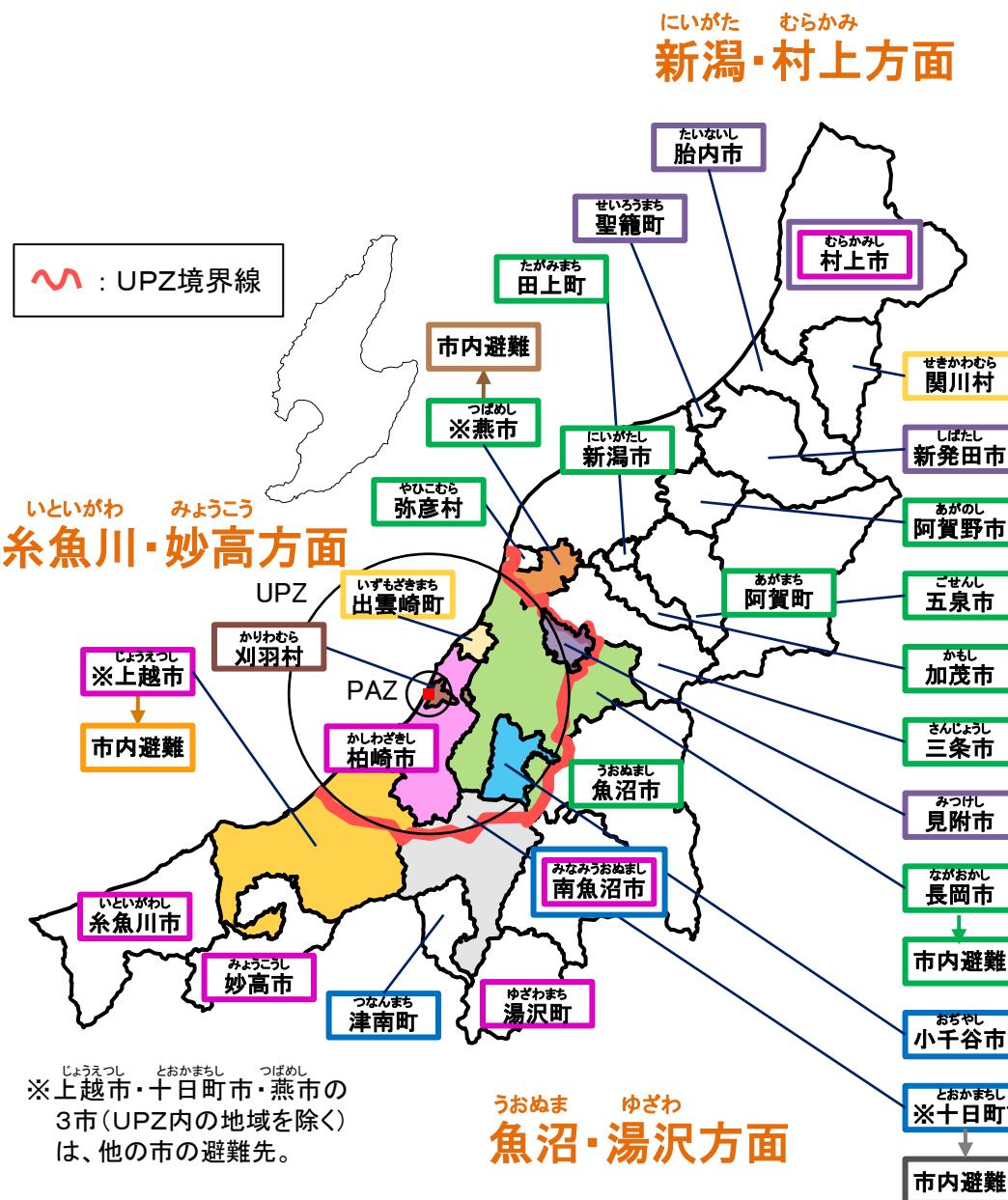
UPZ内住民の一時移転等①

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等※させるため、国の原子力災害対策本部、新潟県及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- 東京電力ホールディングス(株)は、一時集合場所開設支援、安定ヨウ素剤緊急配布補助、避難経由所対応、放射性物質拡散予測情報の新潟県への提供により、UPZ内住民の一時移転等を支援する。
- UPZ内関係市町の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、新潟県は県内市町村と、他の避難先の調整を行う。
- また、新潟県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している関係地方公共団体等と調整を行う。
- UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。



※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

UPZ内住民の一時移転等②

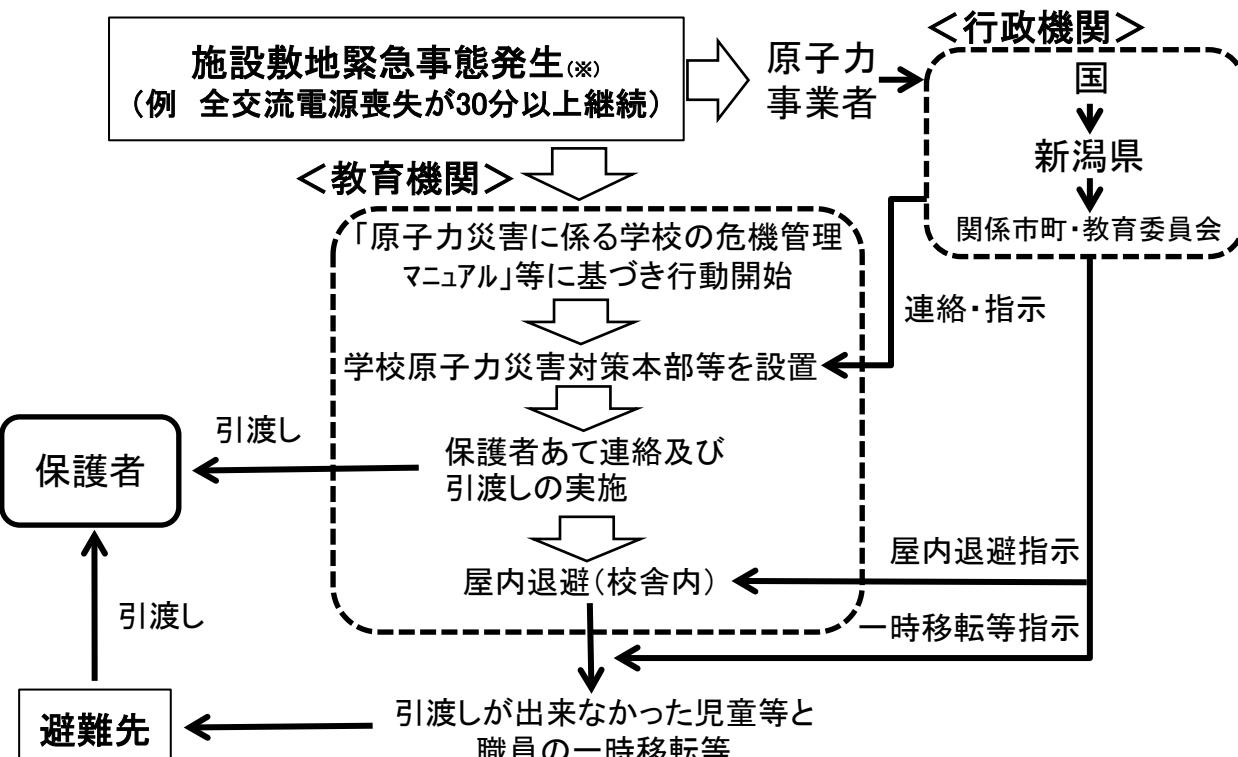


市町名 ※()はUPZ内人口	基本となる避難先市町村 ※()は受入可能人数
むらかみし 柏崎市 (62,818人)	むらかみし 村上市 (23,521人)、南魚沼市 (26,242人)、 湯沢町 (4,155人)、上越市 (UPZを除く) (42,510人)、 糸魚川市 (27,510人)、妙高市 (11,370人) 合計 (135,308人)
ながおかし 長岡市 (241,465人)	にいがたし 新潟市 (279,476人)、三条市 (22,886人)、 五泉市 (25,527人)、阿賀野市 (17,848人)、 加茂市 (12,763人)、燕市 (UPZを除く) (30,780人)、 田上町 (1,779人)、阿賀町 (8,121人)、 弥彦村 (1,651人)、焼津市 (23,701人)、 長岡市 (UPZを除く) (17,447人) 合計 (441,979人)
おぢやし 小千谷市 (32,942人)	とおかまちし 十日町市 (UPZを除く) (22,697人)、 南魚沼市 (26,242人)、津南町 (4,804人) 合計 (53,743人)
とおかまちし 十日町市 (5,566人)	とおかまちし 十日町市 (UPZを除く) (22,697人) 合計 (22,697人)
みつけし 見附市 (38,408人)	しばたし 新発田市 (24,016人)、村上市 (23,521人)、 胎内市 (6,519人)、聖籠町 (12,087人) 合計 (66,143人)
つばめし 燕市 (297人)	つばめし 燕市 (UPZを除く) (30,780人) 合計 (30,780人)
じょうえつし 上越市 (12,513人)	じょうえつし 上越市 (UPZを除く) (42,510人) 合計 (42,510人)
いすもざきまち 出雲崎町 (3,955人)	せきかわむら 関川村 (6,050人) 合計 (6,050人)

※人口: 令和6年4月1日時点

UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 新潟県では、施設敷地緊急事態発生時※に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画等を策定済であり、学校原子力災害対策本部等は関係市町村原子力災害対策本部等の指示により施設敷地緊急事態※において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引渡しを完了する。
- 引渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町村原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	154	12,788
小学校	90	19,243
中学校	48	10,405
中高一貫	1	378
高校	22	10,675
高等専門学校	1	1,129
特別支援学校	8	546
合計	324	55,164

出典:新潟県地域防災計画(原子力災害対策編:資料編)
(令和5年3月修正、新潟県防災会議)を基に作成。

UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 新潟県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(376施設16,956人)について、施設ごとの避難計画を作成済。
 - 全面緊急事態となった場合は屋内退避となるが、万が一、放射性物質が放出されて、空間放射線量率が基準値を超えた区域は、一時移転等を実施。
 - 一時移転等の防護措置が必要になった場合、新潟県原子力災害対策本部が医療機関等の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施。
 - 一時移転等の実施により健康リスクが高まる者は、安全に一時移転等が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。
- その他の一時移転等が可能な入所者等は、避難先施設へ一時移転等を実施。

< UPZ内 >

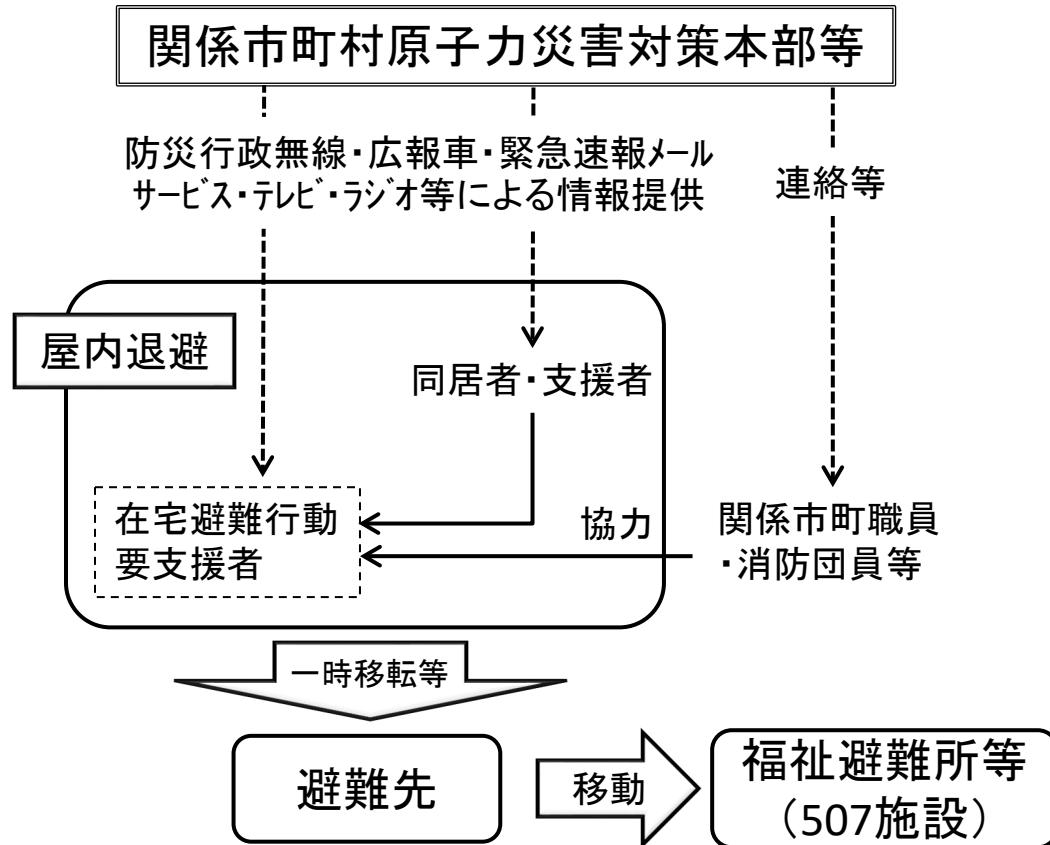
施設区分	避難元施設	
	施設数	定員数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)	23	5,579
社会福祉施設 (入所施設)	高齢者施設	236
	障害者施設	115
	救護施設	2
	小計	353
合 計	376	16,956

< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
146	21,697
1,107	44,025
161	3,864
4	499
1,272	48,388
1,418	70,085

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、新潟県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- また、行政、自治会、消防団、自主防災組織等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(令和6年4月1日現在)

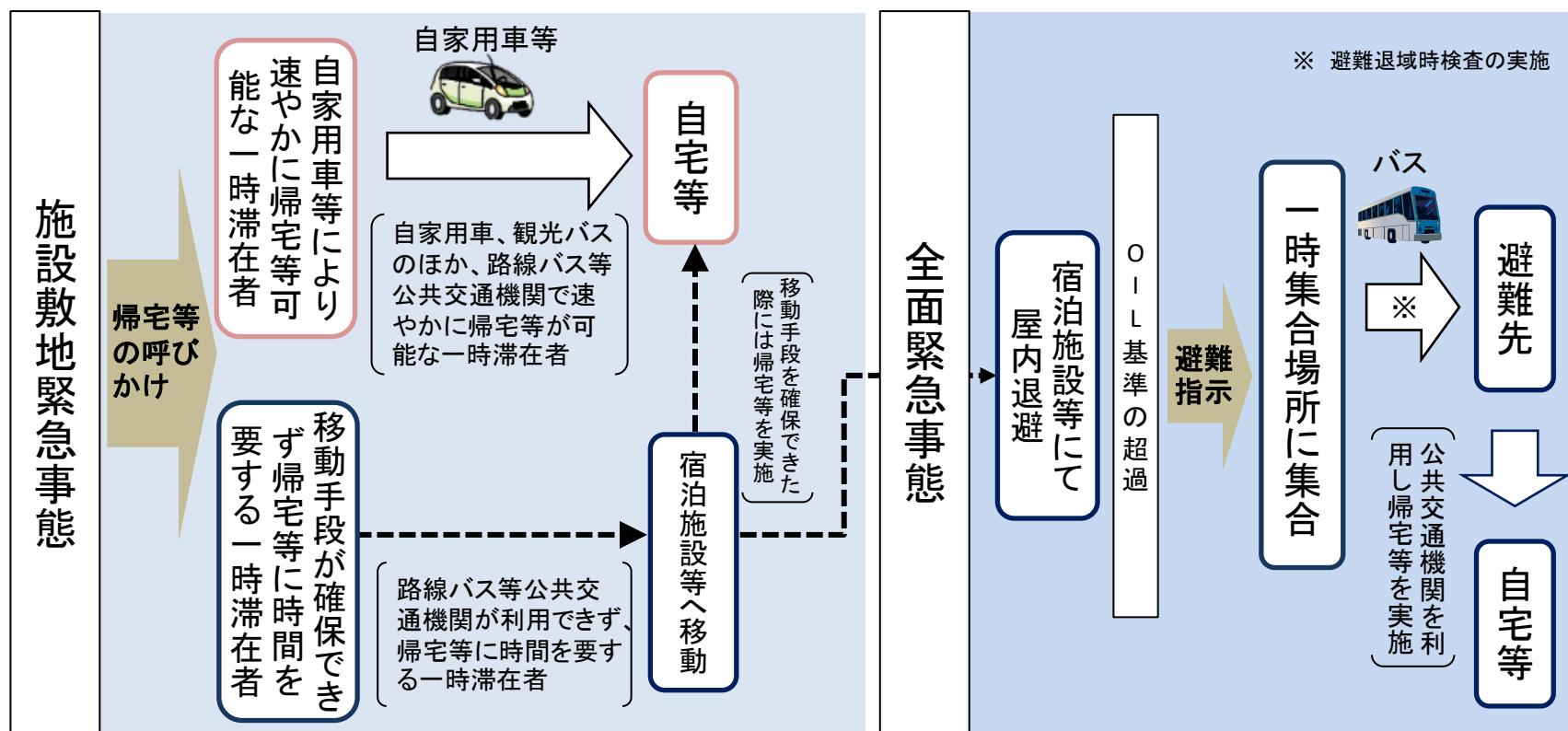
5~30km圏内 ※()は支援者在りの人数	
かしわざきし 柏崎市	1,292(517)
ながおかし 長岡市	4,528(4,528)
おぢやし 小千谷市	1,170(644)
とおかまち 十日町市	200(31)
みつけし 見附市	494(396)
つばめし 燕市	19(5)
じょうえつし 上越市	972(972)
いすもざきまち 出雲崎町	75(37)
合計	8,750(7,130)

※ 行政、自治会、消防団、自主防災組織等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 新潟県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、施設敷地緊急事態において、帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、施設敷地緊急事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間要する一時滞在者については、最寄りの地区コミュニティセンター等へ移動。その後、全面緊急事態までに公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒步等により一時集合場所に集まり、新潟県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

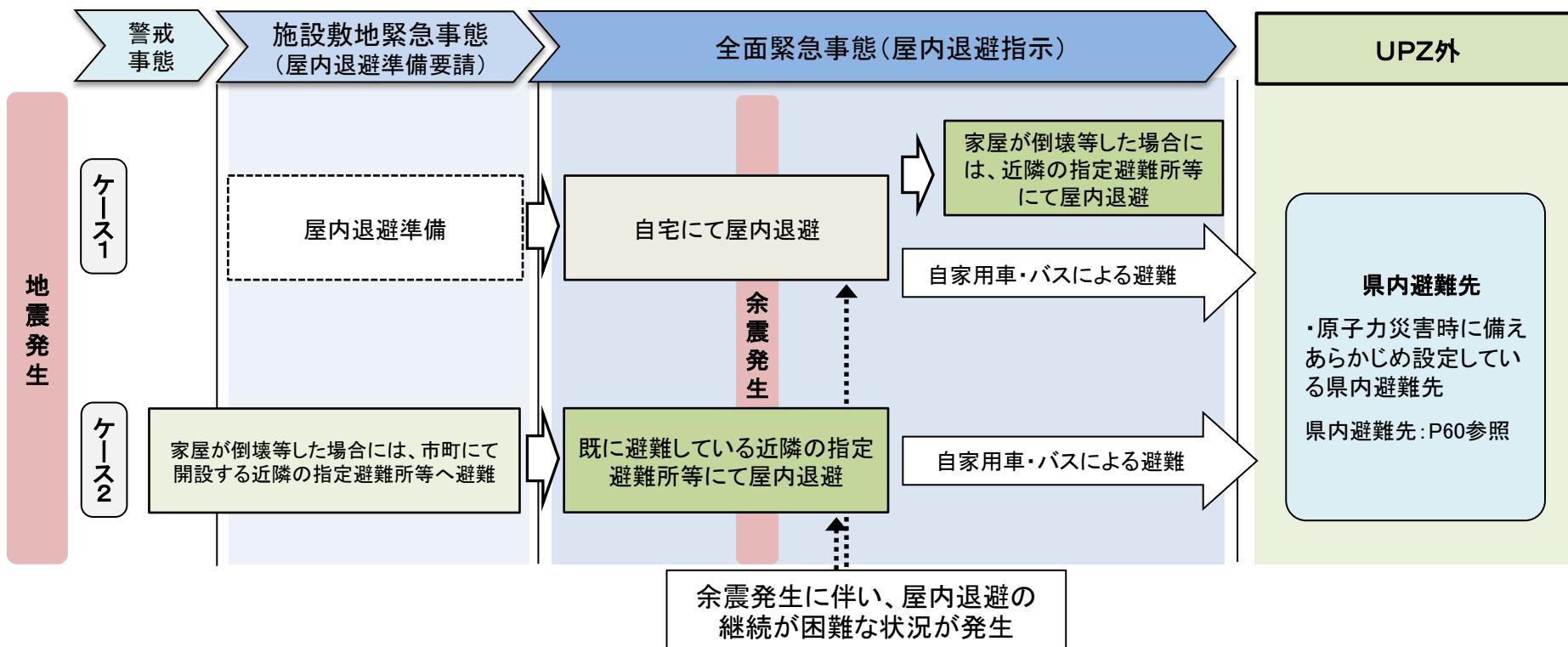
＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞



自然災害等（地震、津波等^{※1}）により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- ▶ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- ▶ その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体等の指示に従い避難を行う。※2
- ▶ なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び新潟県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞



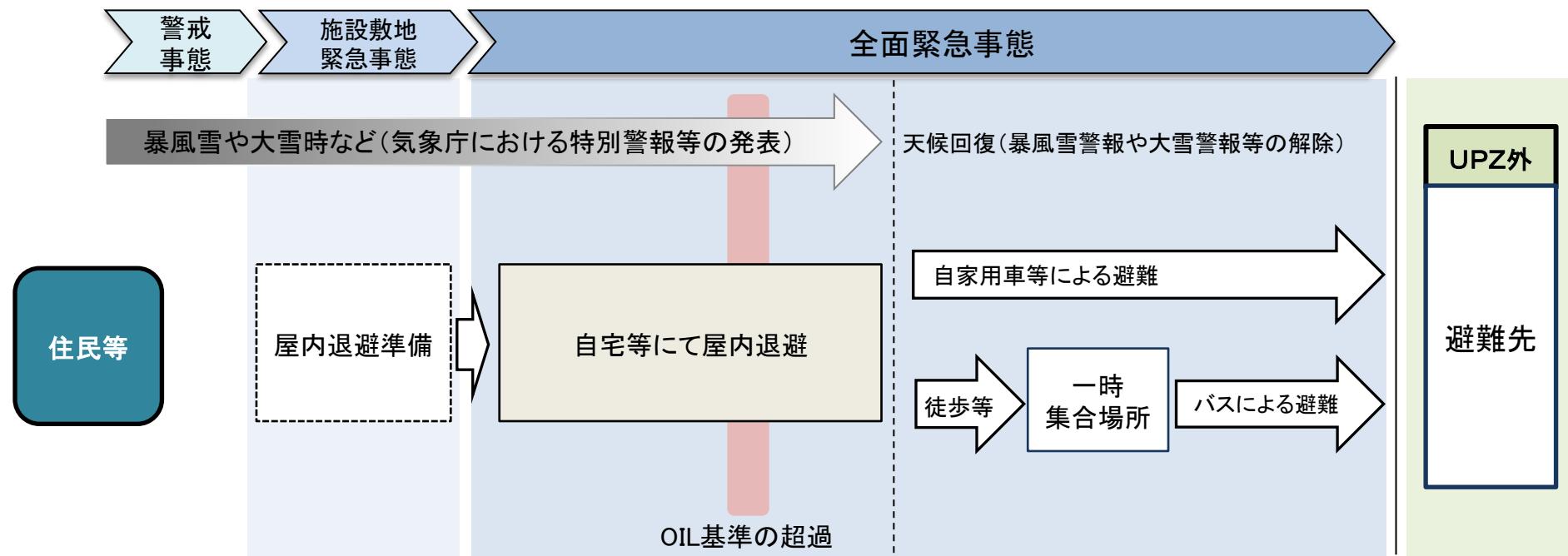
※1 大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※1
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



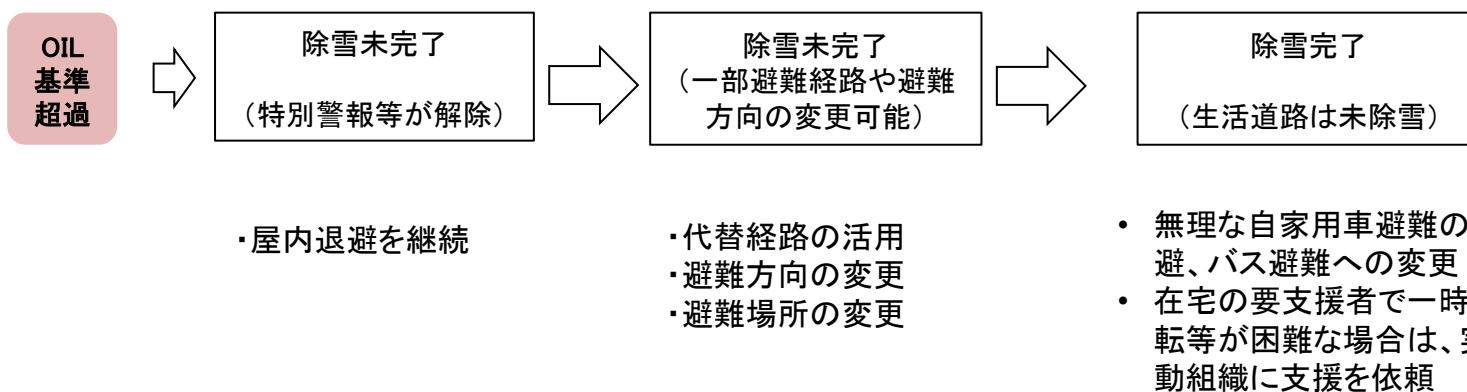
※1 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応 (UPZ)

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの特別警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 避難経路の除雪が未完了の段階であっても、代替経路が活用できる場合は代替経路を活用する。また、あらかじめ定めた避難方向への一時移転等が不可能な場合には、避難方向の変更等を行う。避難所が足りない場合は、ホテルや県外の避難所等も活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了していない場合には、実動組織の支援(P23参照)により除雪を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入居者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により一時移転等を行う。



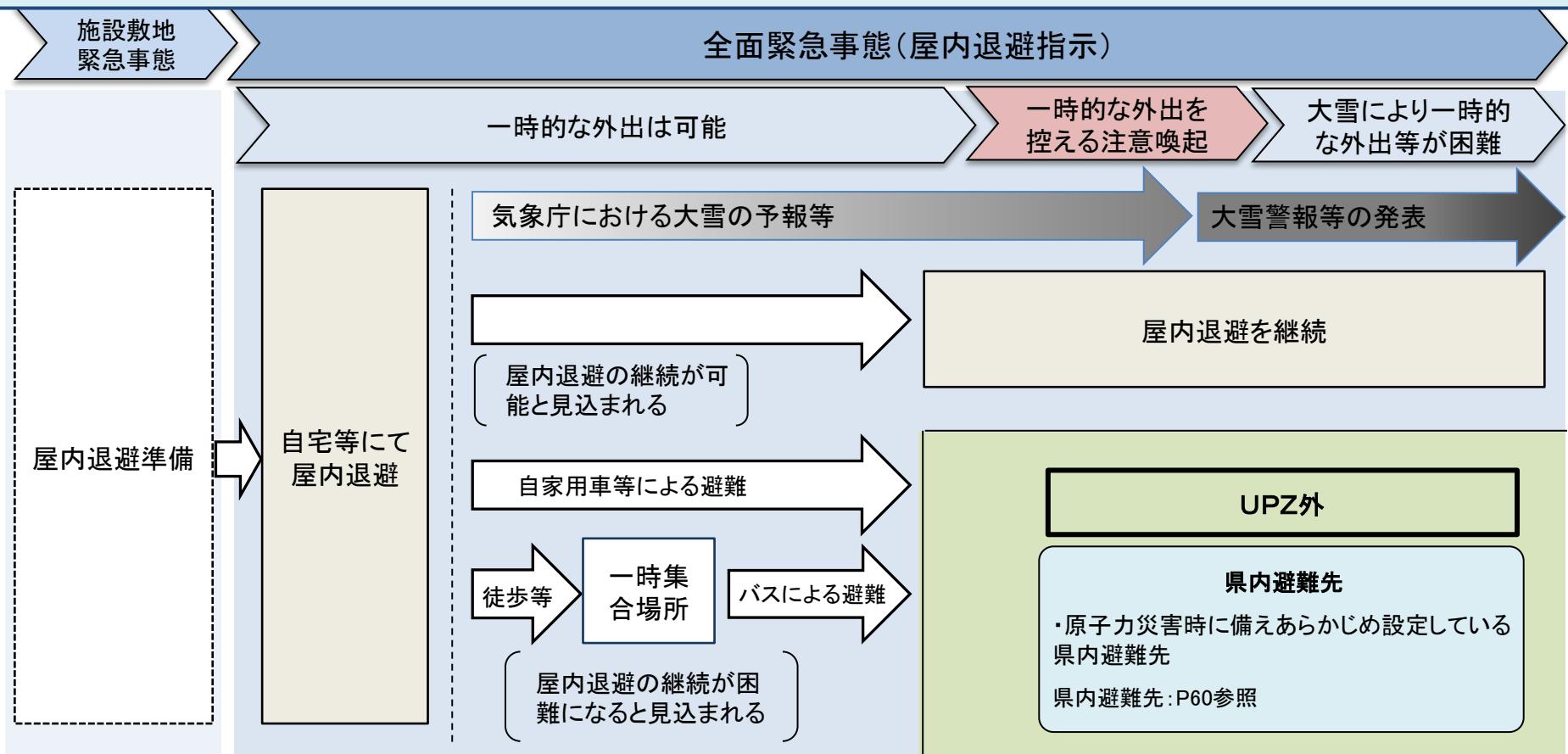
※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。

屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。

※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。また、生活道路の除雪が完了した場合には、原則自家用車等による避難を行うこととする。

大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合

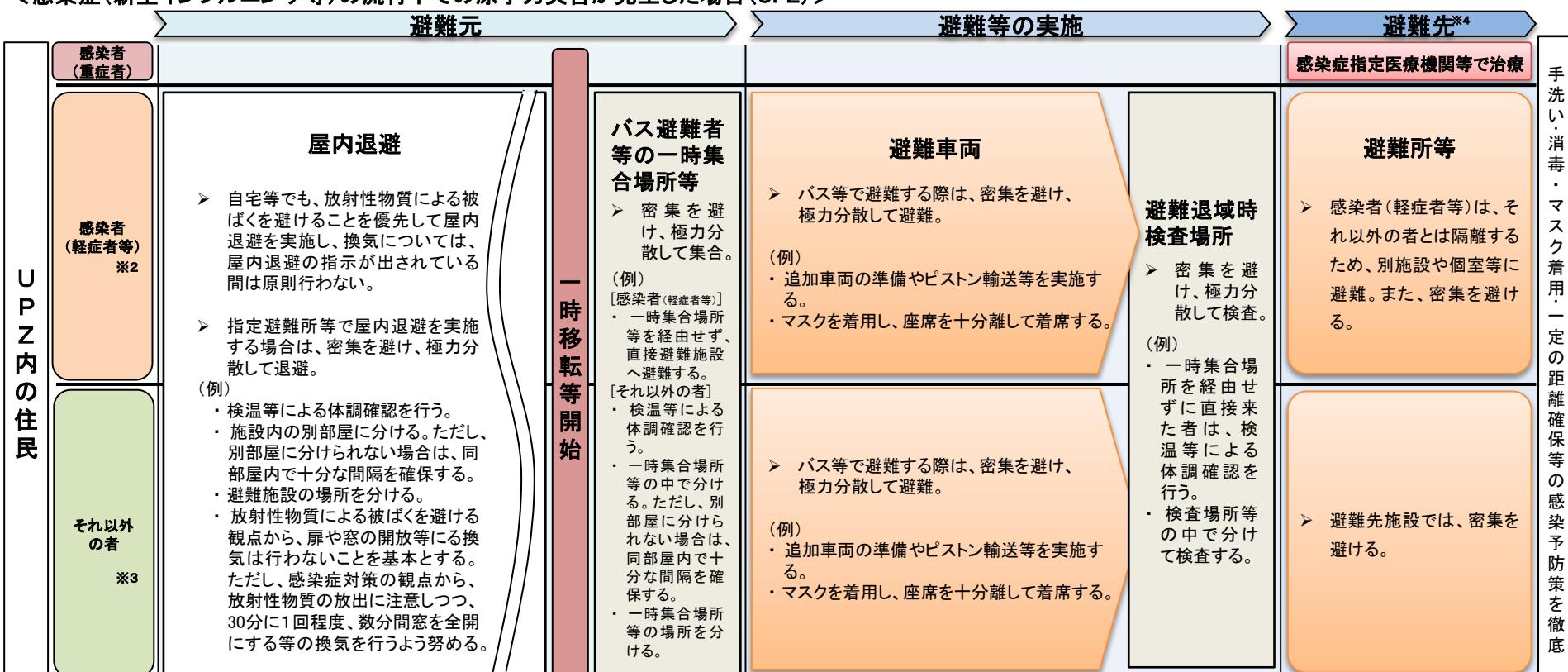
- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、停電により消雪パイプが停止し、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定され一時的な外出を控える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことはできる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことはできる。



感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、県旅館・ホテル組合に「それ以外の者」の受け入れについて協力を依頼する。

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。新潟県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、新潟県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数60,894人、必要車両数1,357台に対して、新潟県内バス会社の保有車両数は1,904台と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、隣接県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP71参照）。

		合計	かしわざきし 柏崎市	ながおかし 長岡市	おぢやし 小千谷市	とおかまちし 十日町市	みつけし 見附市	つばめし 燕市	じょうえつし 上越市	いづもざきまち 出雲崎町	備考
対象 人数 (想定)	UPZ内人口	397,964	62,818	241,465	32,942	5,566	38,408	297	12,513	3,955	令和6年4月1日時点
	バスによる 一時移転等が 必要となる住民	60,894	9,612	36,945	5,041	852	5,877	46	1,915	606	・UPZ内人口 × 0.153 ・住民の15.3%がバスによ る一時移転等が必要と なると想定※1
必要車両台数		1,357	214	821	113	19	131	2	43	14	・バス1台当たり45人程度 の乗車を想定



新潟県内のバス会社 保有車両	1,904台	※令和6年8月時点	新潟県内のバス会社から必要 な輸送手段を調達
隣接県保有台数 (P70参照)	5,676台	※令和6年8月時点	新潟県が関係団体から輸送 手段を調達

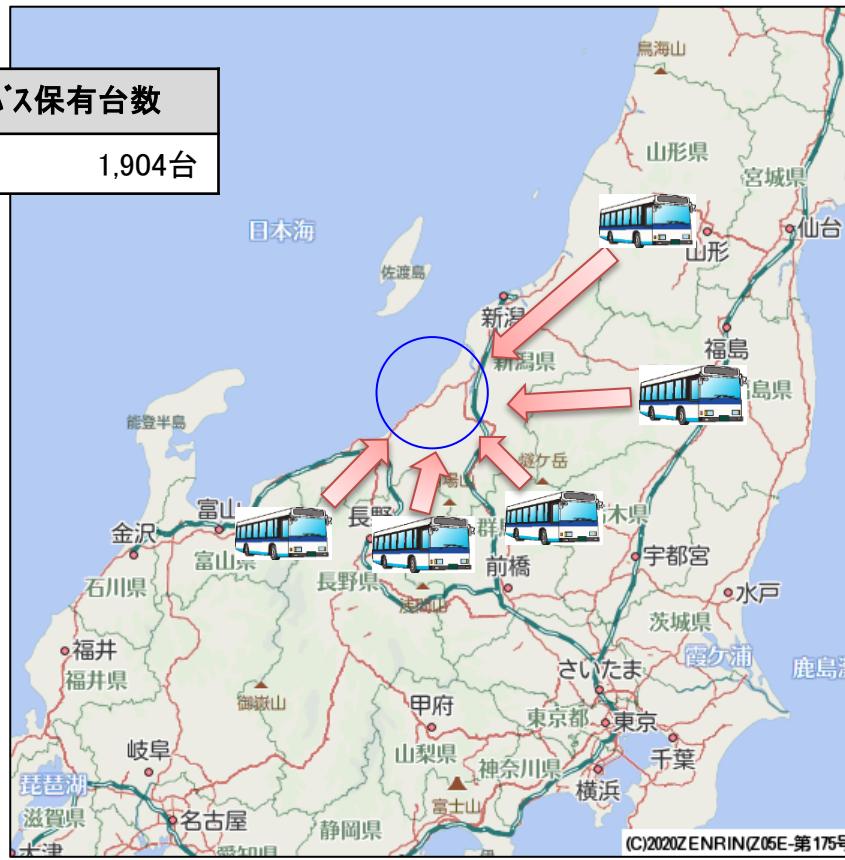
※1 新潟県によるアンケート調査に基づく想定。

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

国、関係機関による輸送能力の確保

- 新潟県内の輸送手段では不足する場合、新潟県は隣接県等の関係団体から輸送手段を調達。
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

新潟県内のバス会社	バス保有台数
57社	1,904台



周辺県バス会社保有台数

県名	バス会社数	保有台数
山形県	23社	524台
福島県	48社	1,820台
群馬県	51社	1,096台
富山県	23社	599台
長野県	69社	1,637台
合計	214社	5,676台

他の地方公共団体からの応援計画

- 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、新潟県に対する関係地方公共団体からの支援策として、9つの応援協定が締結されている。

- 原子力災害時の相互応援に関する協定
(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋

- 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定
(平成19年11月8日)

【対象】

新潟県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【応援内容】

- ①応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- ②食料、飲料水、生活必需品、医薬品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ④避難、救援及び救出活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
- ⑤避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん

- 災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定
(平成18年7月24日)

【対象】

新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県

【応援内容】

- ①応急措置に必要な被災地の情報収集及び提供
- ②被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④救援及び救助活動並びに応急復旧に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動並びに応急復旧に必要な職員の派遣及びボランティア等のあっせん
- ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦被災者のための医療機関及び福祉施設のあっせん
- ⑧ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
- ⑨緊急物資輸送のための空港、港湾等の利用及び利用に関する調整

- 群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定
(平成25年1月31日)

【対象】

新潟県、群馬県、埼玉県

【応援内容】

被災県において災害応急対策に必要な物資・資機材・職員等、被災県から要請のあった事項

- 災害時の相互応援に関する協定
(平成7年7月11日)

【対象】

新潟県、長野県

【応援内容】

- ①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ②被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ③救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ④救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- ⑤被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥被災地の情報収集のためのヘリコプターの派遣等

- 災害時の相互応援に関する協定書
(平成7年8月24日)

【対象】

新潟県、富山県

【応援内容】

- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係わるヘリコプターの派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ④救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん

- 災害時の相互応援に関する協定
(平成8年1月9日)

【対象】

新潟県、石川県

【応援内容】

- ①被災地の情報収集並びに人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

- 防災協力及び災害時相互応援に関する協定
(平成17年10月23日)

【対象】

新潟県、兵庫県

【応援内容】

被災県において災害対策に必要な物資・資機材・職員等、相手方から要請のあった事項

UPZ内的一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 自家用車による避難が可能な者は自家用車により避難。それ以外の住民は、新潟県が確保するバス等により避難。

関係市町原子力災害対策本部等

住民

屋内退避

一時移転等の指示

一時移転等対象者

※自家用車で避難可能な者は、自家用車により避難

徒歩等

※自家用車で避難を行わない者は、集合場所に集まりバス等により避難

一時集合場所

バス等

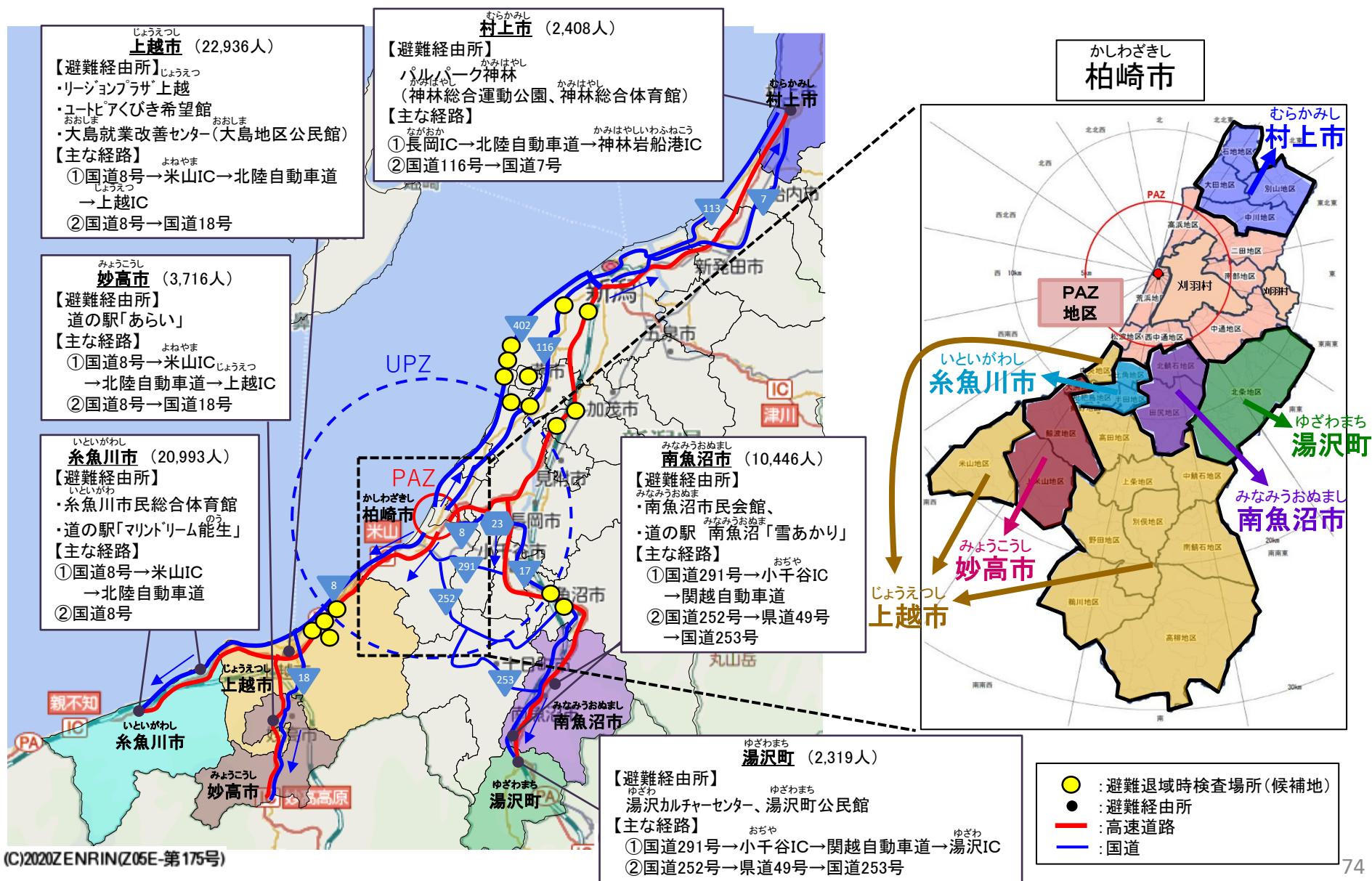
避難先施設

<UPZ内市町の避難先>

市町名	人口(人)	県内避難先
柏崎市	62,818	村上市、湯沢町、南魚沼市、妙高市、糸魚川市、上越市内(UPZ外)
長岡市	241,465	新潟市、三条市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、弥彦村、田上町、阿賀町、魚沼市、長岡市内(UPZ圏外)
小千谷市	32,942	十日町市内(UPZ圏外)、南魚沼市、津南町
十日町市	5,566	十日町市内(UPZ圏外)
見附市	38,408	新発田市、村上市、胎内市、聖籠町
燕市	297	燕市内(UPZ圏外)
上越市	12,513	上越市内(UPZ圏外)
出雲崎町	3,955	関川村
合計	397,964	※人口:令和6年4月1日時点

柏崎市におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路を設定。

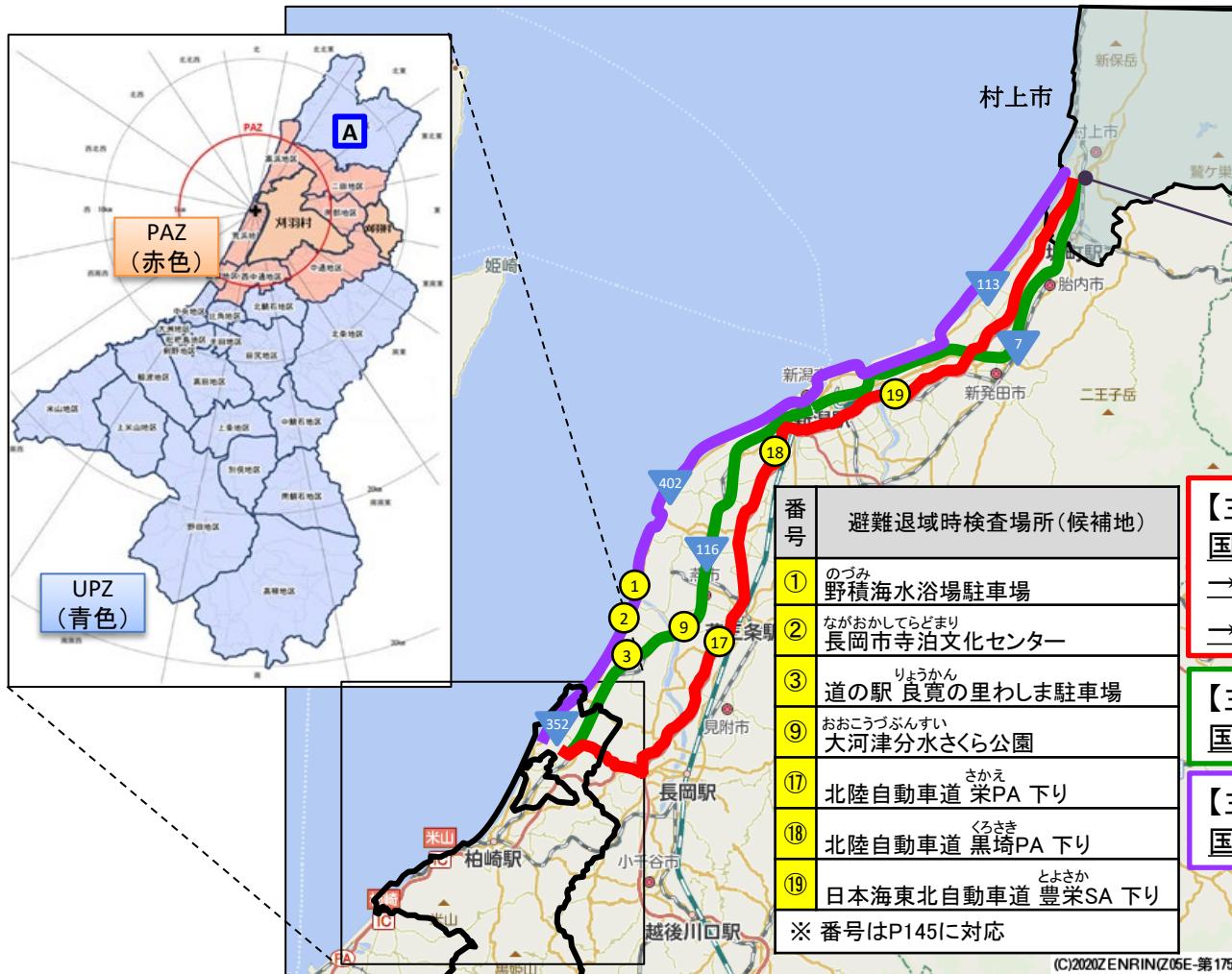


かしわざきし にしやま
柏崎市 (西山地区) におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 柏崎市:A 西山(2,408人) (計2,408人)



むらかみし
避難先:村上市

避難経由所

かみはやし
ハルパーク神林
(神林総合運動公園)
かみはやし
(神林総合体育館)

43施設(収容可能人数:23,521人)
から、新潟県と村上市が調整の上、
決定。

【主な経路①】

ながおか
国道116号→県道48号→国道8号→長岡IC
→北陸自動車道→日本海東北自動車道
→神林岩船港IC

【主な経路②】

国道116号→国道7号

【主な経路③】

国道352号→国道402号→国道113号

- : 避難退域時検査場所(候補地)
● : 避難経由所

かしわざきし きたさばいし たじり
柏崎市（北鰐石、田尻地区）におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 柏崎市: A 北鰐石(2,420人)、B 田尻(8,026人) (計10,446人)

避難先: 南魚沼市

避難経由所

みなみうおぬまし
南魚沼市民会館
道の駅 南魚沼「雪あかり」



52施設(収容可能人数:26,242人)
から、新潟県と南魚沼市が調整の
上、決定。

【主な経路①】

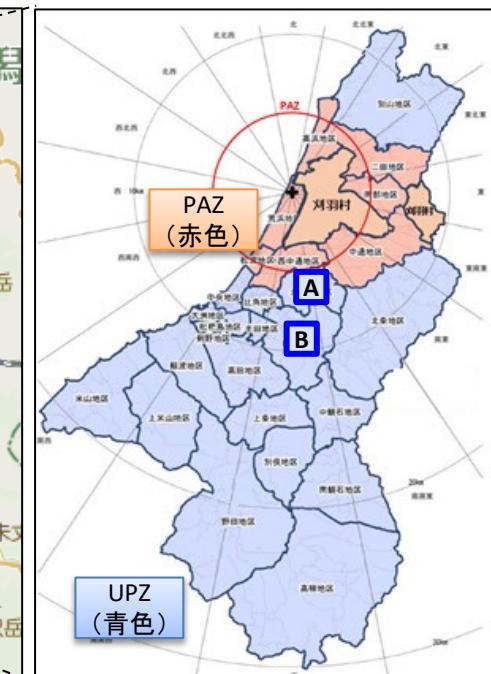
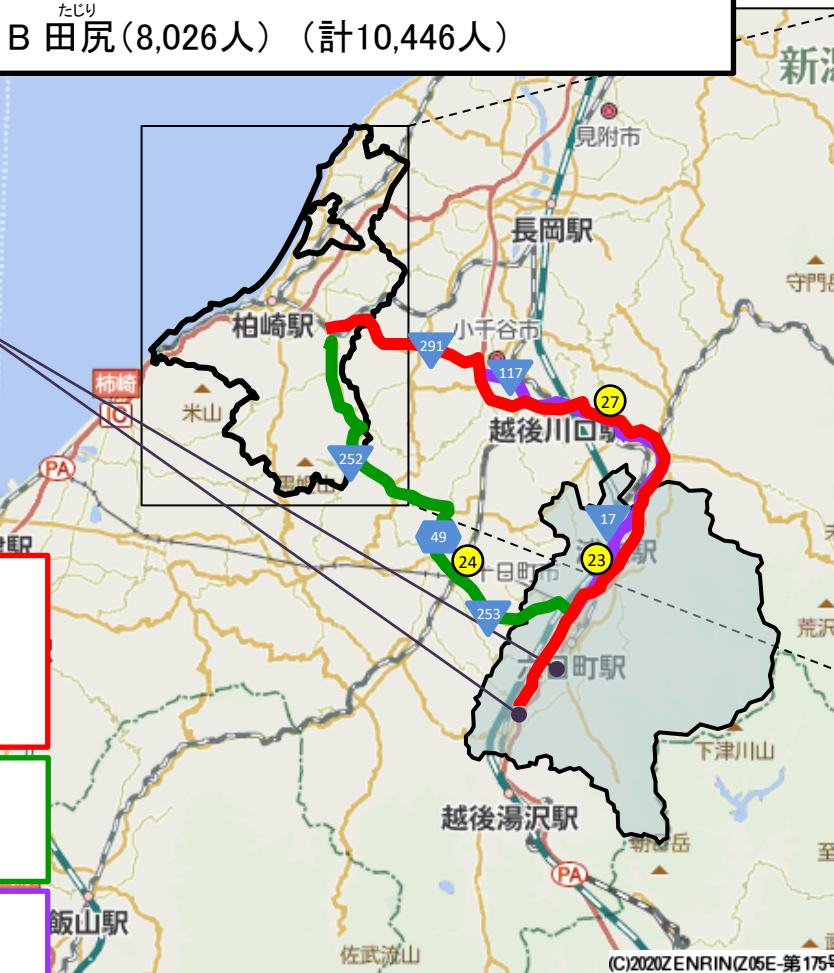
国道252号→国道291号→小千谷IC
→関越自動車道→六日町IC→
国道253号→国道17号

【主な経路②】

国道252号→県道49号→国道253号
→国道17号

【主な経路③】

国道252号→国道291号→国道117号
→国道351号→国道17号



番号	避難退域時検査場所(候補地)
㉓	やいろ 八色の森公園
㉔	とおかまち 十日町地場地域産業振興センター (道の駅クロステン十日町)
㉗	ほりのうち 関越自動車道 堀之内PA 上り

※ 番号はP144に対応

- : 避難退域時検査場所(候補地)
- : 避難経由所

柏崎市（北条地区）におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 柏崎市: A 北条(2,319人) (計2,319人)

避難先: 湯沢町

避難経由所

湯沢カルチャーセンター
湯沢町公民館



21施設(収容可能人数:4,155人)から、
新潟県と湯沢町が調整の上、決定。

【主な経路①】

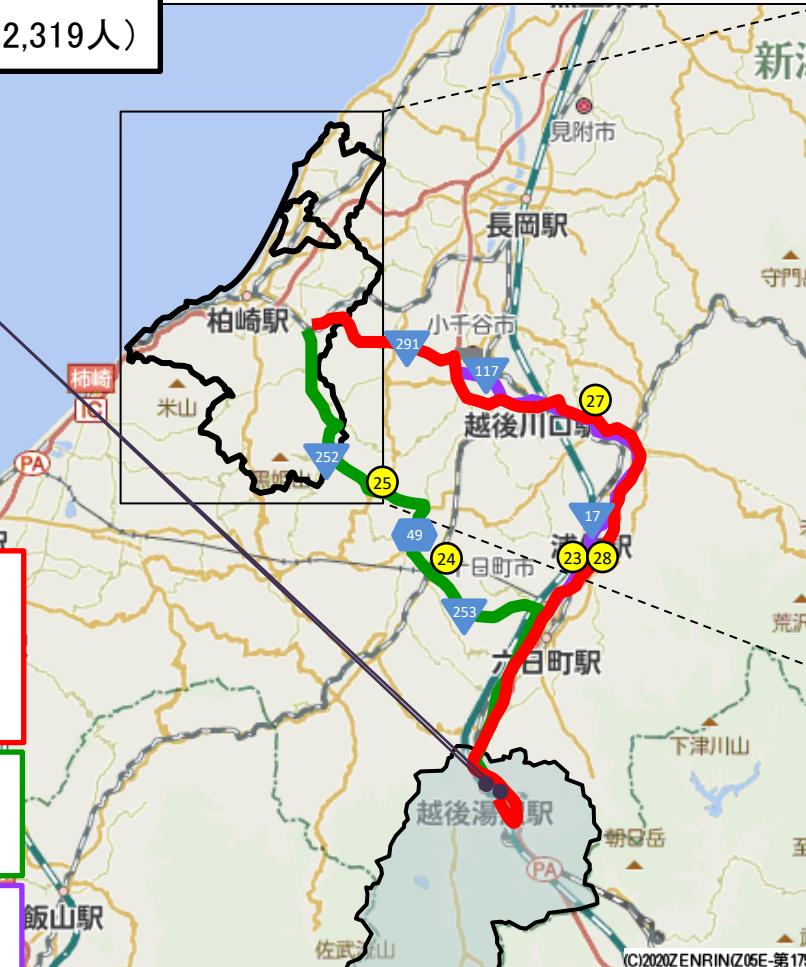
国道291号→小千谷IC→関越自動車道
→湯沢IC→国道17号→県道268号
→県道351号

【主な経路②】

県道252号→県道25号→国道252号
→県道49号→国道253号→国道17号

【主な経路③】

国道291号→国道117号→国道351号
→国道17号



- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 柏崎市: A 中央(8,651人)、B 剣野(米山台、三島町除く)(3,223人)
 (計11,874人)

避難先: 上越市

避難経由所

リージョンプラザ上越



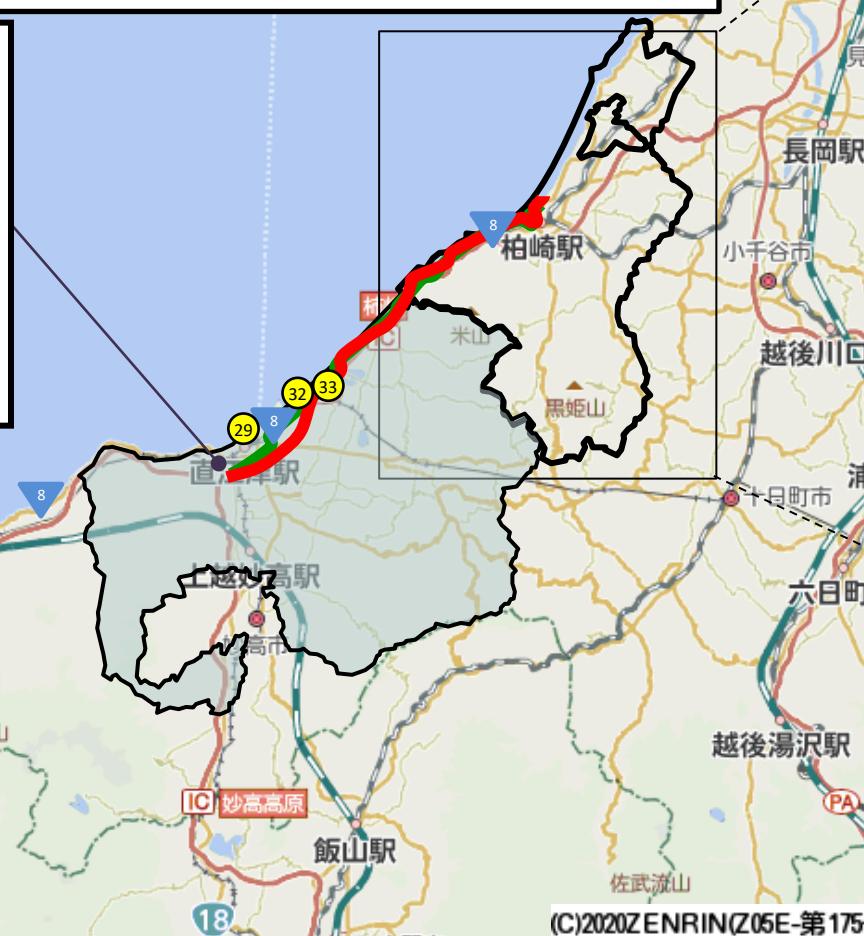
115施設(収容可能人数:42,510人)
 から、新潟県と上越市が調整の上、
 決定。

【主な経路①】

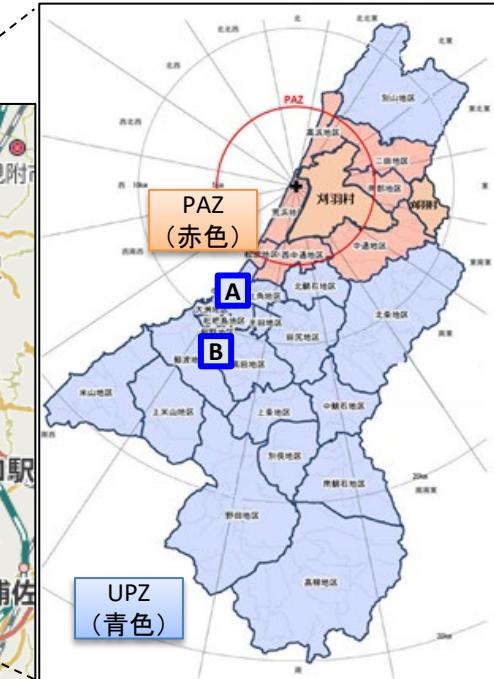
米山IC→北陸自動車道→上越IC

【主な経路②】

国道8号



(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)



番号	避難退域時検査場所(候補地)
②	なおえつ 直江津港南ふ頭緑地公園 (直江津港みなと風車公園)
③	しぶがきはま 国道8号 深柿浜簡易PA駐車場
④	おおがた 北陸自動車道 大潟PA 上り
※ 番号はP145に対応	
●: 避難経由所	

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 柏崎市: A 剣野(米山台、三島町) (2,354人)、B 米山 (732人)
(計3,086人)

避難先:上越市

避難経由所

道の駅「あらい」

115施設(収容可能人数:42,510人)
から、新潟県と上越市が調整の上、
決定。

【主な経路①】

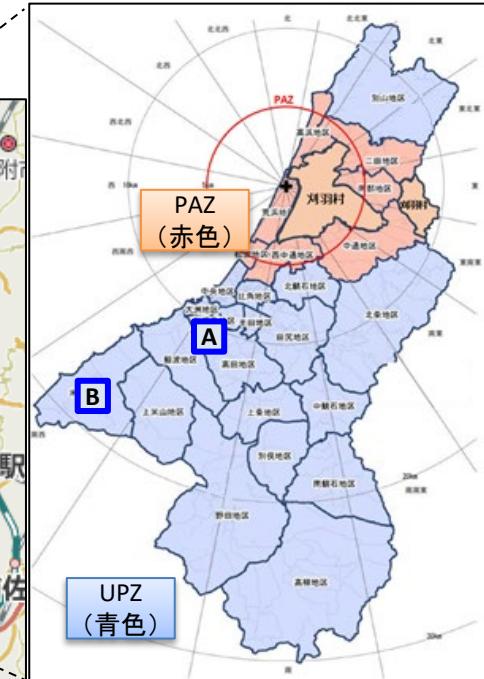
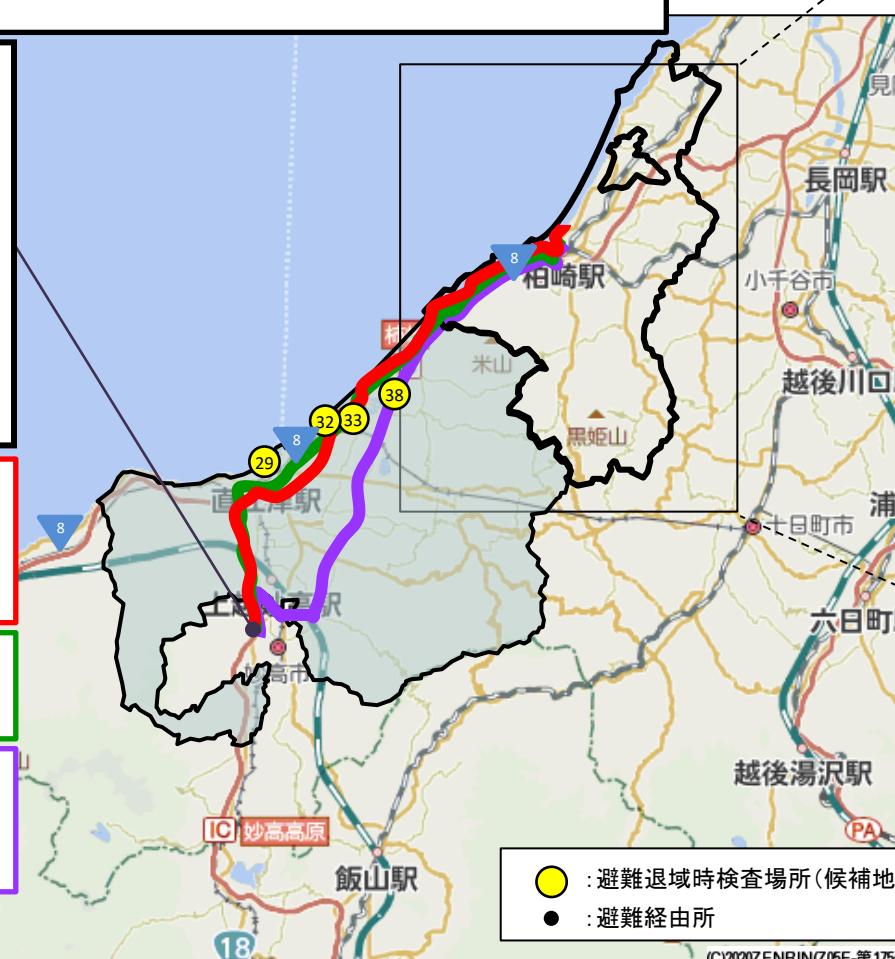
よねやま
米山IC→北陸自動車道
あらい
→上信越自動車道→新井PA

【主な経路②】

国道8号→国道18号

【主な経路③】

国道8号→県道30号→県道254号
→国道292号→国道18号



番号	避難退域時検査場所(候補地)
②9	なおえつ 直江津港南ふ頭緑地公園 (直江津港みなと風車公園)
③2	しぶがきはま 国道8号 渋柿浜簡易PA駐車場
③3	おおがた 北陸自動車道 大潟PA 上り
③8	とうじ 道の駅 よしかわ杜氏の郷 ながみ野 長峰温泉ゆったりの郷

※ 番号はP145に対応

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 柏崎市: A 高田 (3,476人)、B 中鰐石 (1,129人)、
 C 南鰐石 (846人)、D 上条 (747人) (計6,198人)

避難先: 上越市

避難経由所

ユートピアくびき希望館



115施設(収容可能人数:42,510人)
 から、新潟県と上越市が調整の上、
 決定。

【主な経路①】

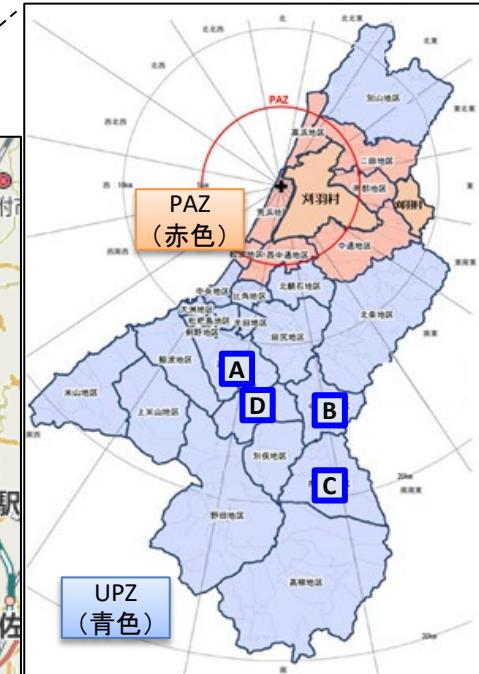
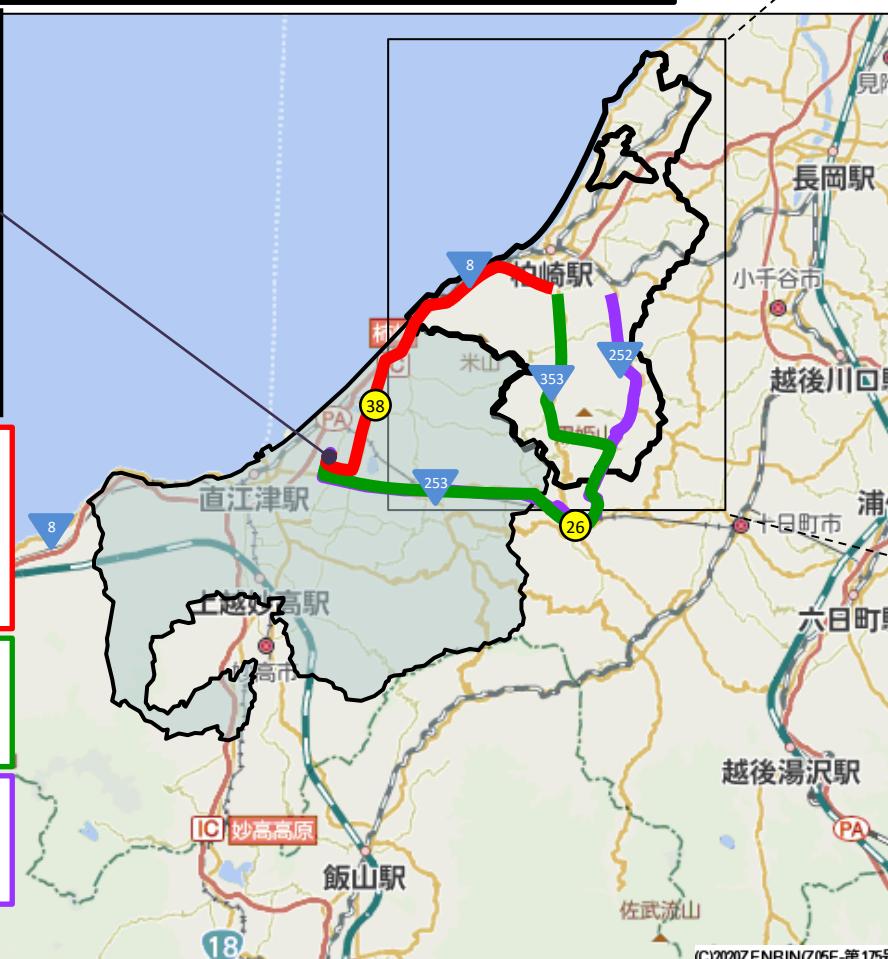
国道8号→米山IC→北陸自動車道
 →柿崎IC→国道8号→県道30号
 →県道253号→県道77号

【主な経路②】

国道353号→県道275号→県道12号
 →国道253号→県道77号

【主な経路③】

国道252号→県道12号→国道253号
 →県道77号



番号	避難退域時検査場所(候補地)
②⑥	道の駅 まつだいふるさと会館
③⑧	道の駅 よしかわ杜氏の郷 とうじ ながみね 長峰温泉ゆったりの郷
※ 番号はP145に対応	
● : 避難退域時検査場所(候補地)	
○ : 避難経由所	

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 柏崎市: A 別俣(274人)、B 野田(456人)、C 高柳(1,048人)
(計1,778人)

避難先:上越市

避難経由所

おおしま
大島就業改善センター
(大島地区公民館)

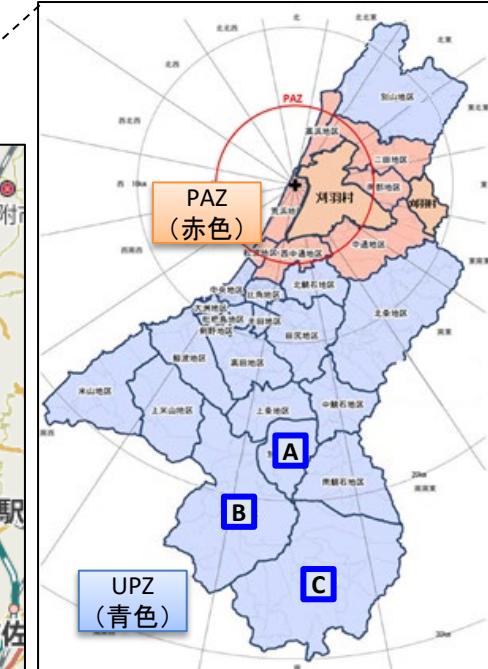
115施設(収容可能人数:42,510人)
から、新潟県と上越市が調整の上、
決定。

【主な経路①】

国道353号→県道275号→県道12号
→国道253号

【主な経路②】

国道252号→国道403号→国道253号



番号	避難退域時検査場所(候補地)
②5	道の駅 瀬替えの郷せんだ
②6	道の駅 まつだいふるさと会館
※ 番号はP145に対応	
●	避難経由所

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 柏崎市: A 比角 (9,588人)、B 枇杷島 (5,185人) (計14,773人)

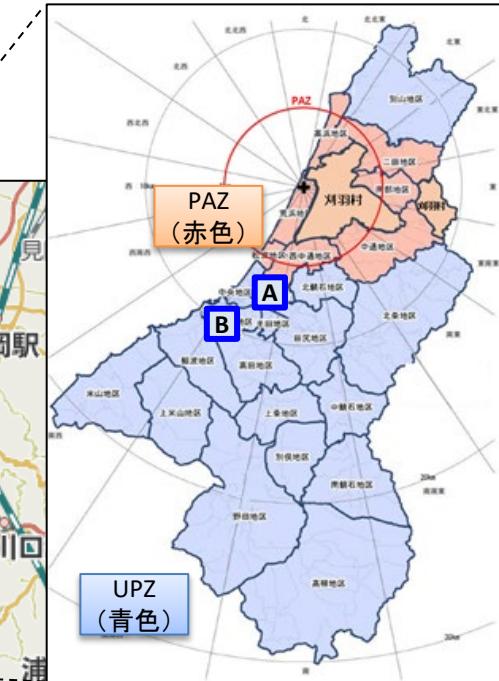
避難先:糸魚川市

避難経由所

糸魚川市民総合体育館



62施設(収容可能人数:27,510人)
から、新潟県と糸魚川市が調整の上、決定。



【主な経路①】

かしわざき よねやま いといがわ
柏崎IC／米山IC→北陸自動車道→糸魚川IC

【主な経路②】

国道8号

越後湯沢駅



- : 避難退域時検査場所(候補地)
- : 避難経由所

番号	避難退域時検査場所(候補地)
29	なおえつ 直江津港南ふ頭緑地公園 (直江津港みなと風車公園)
32	しぶがきはま 国道8号 滝柿浜簡易PA駐車場
34	なだちたにはま 北陸自動車道 名立谷浜SA 上り

※ 番号はP144に対応

かしわざき はんだ
柏崎市 (半田地区) におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- かしわざき はんだ
▶ 柏崎市: A 半田 (6,220人) (計6,220人)

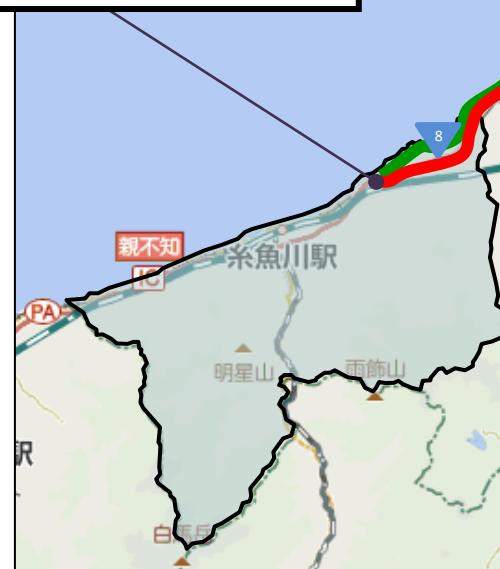
いといがわし
避難先:糸魚川市

避難経由所

のう
道の駅「マリントリーム能生」



62施設(収容可能人数:27,510人)
から、新潟県と糸魚川市が調整の
上、決定。



番号	避難退域時検査場所(候補地)
②9	なおえつ 直江津港南ふ頭緑地公園 (なおえつ (直江津港みなと風車公園))
③2	しぶがきはま 国道8号 滝柿浜簡易PA駐車場
③4	なだちたにはま 北陸自動車道 名立谷浜SA 上り

※ 番号はP144に対応



【主な経路①】

かしわざき よねやま のう
柏崎IC／米山IC→北陸自動車道→能生IC

【主な経路②】

国道8号



● : 避難退域時検査場所(候補地)
● : 避難経由所

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 柏崎市: A 大洲 (2,457人)、B 鯨波 (1,100人)、C 上米山 (159人)
(計3,716人)

避難先: 妙高市

避難経由所

道の駅「あらい」



22施設(収容可能人数:11,370人)
から、新潟県と妙高市が調整の上、
決定。

【主な経路①】

米山IC→北陸自動車道

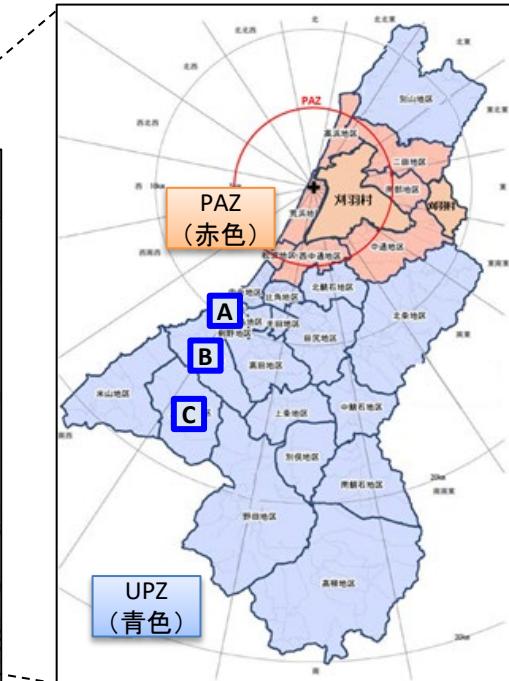
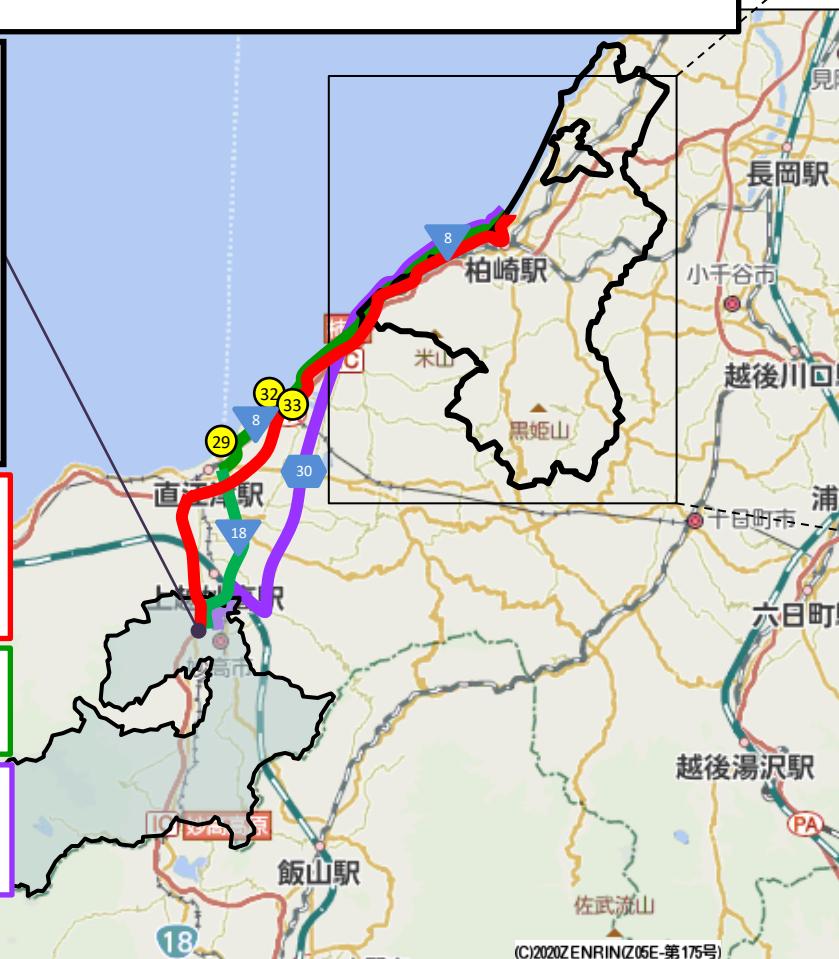
→上信越自動車道→新井PA

【主な経路②】

国道8号→国道18号

【主な経路③】

国道8号→県道30号→県道254号
→国道292号→国道18号



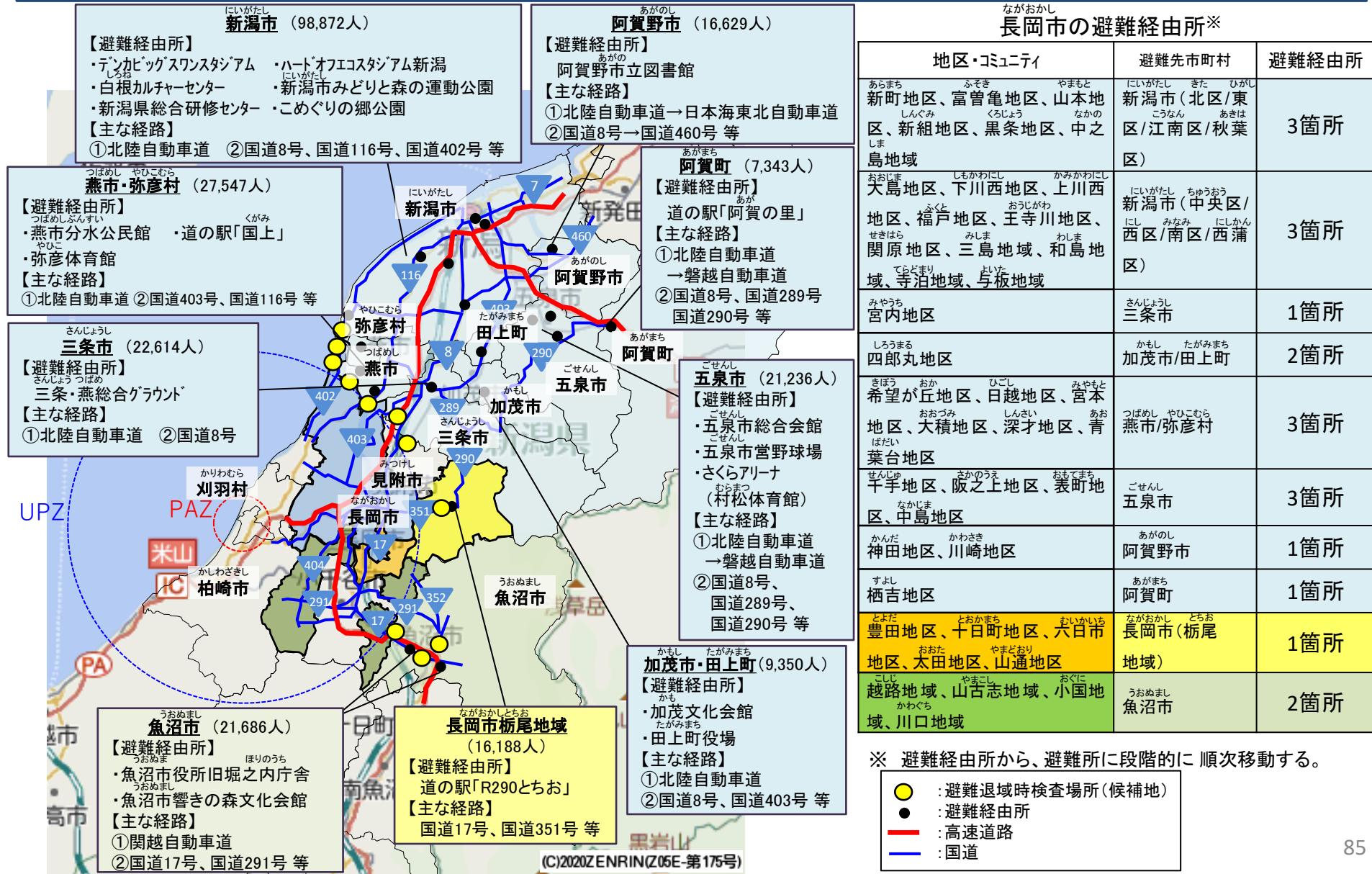
番号	避難退域時検査場所(候補地)
㉙	なおえつ 直江津港南ふ頭緑地公園 (直江津港みなと風車公園)
㉚	しぶがきはま 国道8号 渋柿浜簡易PA駐車場
㉛	おおがた 北陸自動車道 大潟PA 上り

※ 番号はP144に対応

● : 避難退域時検査場所(候補地)
● : 避難経由所

ながおかし 長岡市におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

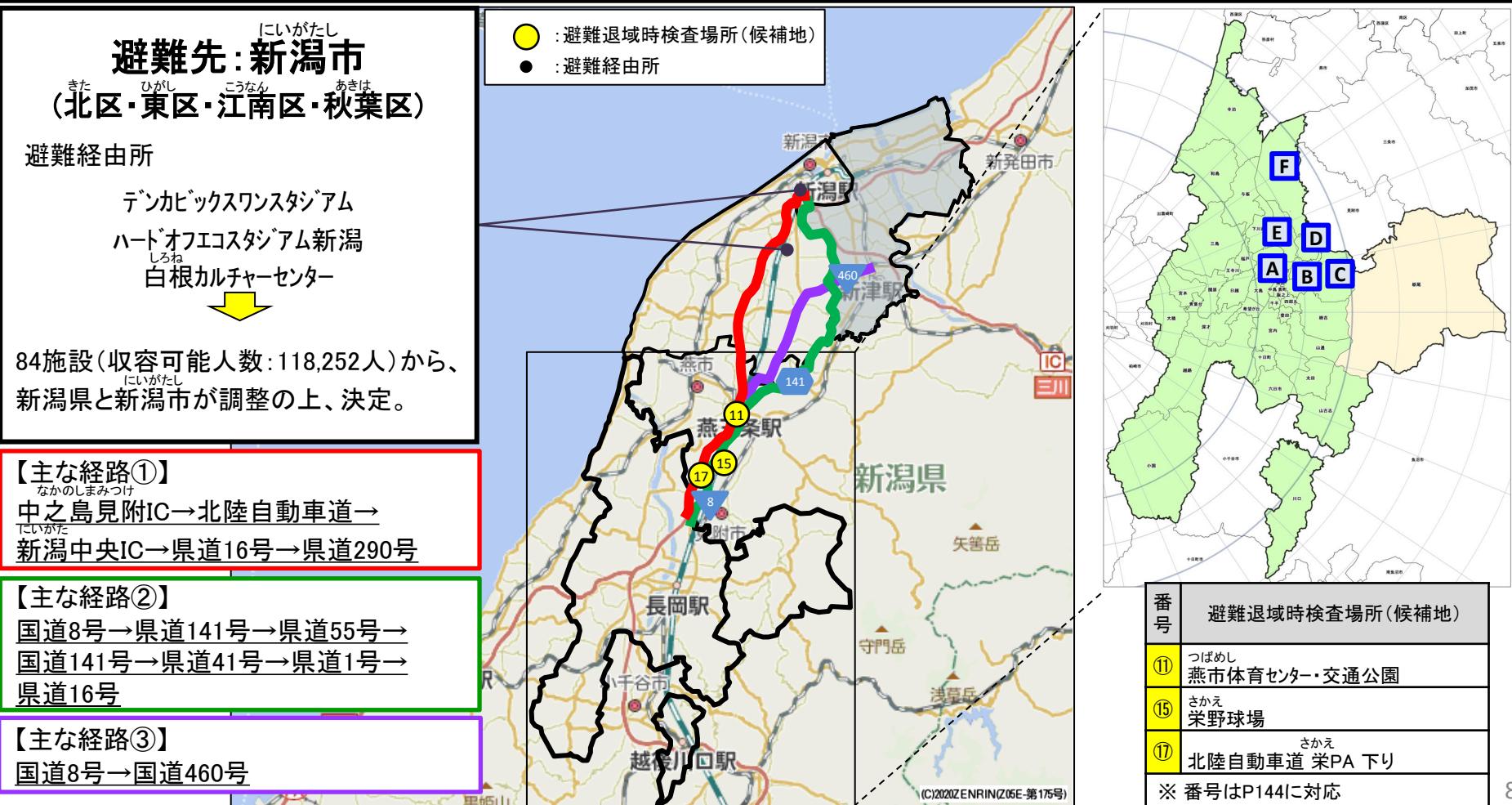
▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

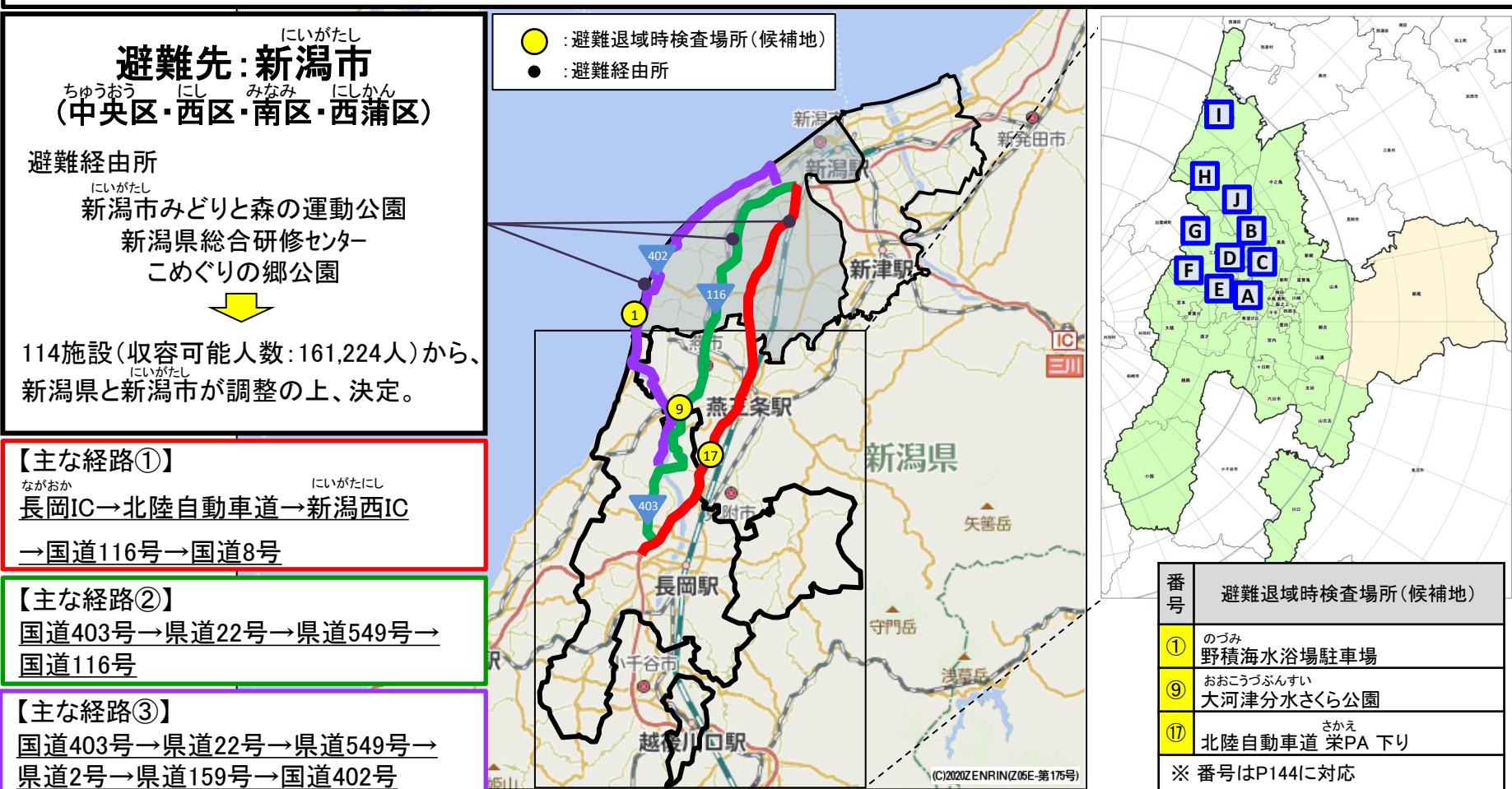
- ▶ 長岡市: A 新町(8,308人)、B 富曾亀(10,851人)、C 山本(2,712人)、D 新組(2,017人)、E 黒条(8,368人)、F 中之島(10,608人)（計42,864人）



- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 長岡市: A 大島(11,033人)、B 下川西(1,655人)、C 上川西(11,194人)、D 福戸(1,248人)、E 王寺川(615人)、F 関原(6,513人)、G 三島(6,287人)、H 和島(3,516人)、I 寺泊(8,169人)、J 与板(5,778人)
 (計56,008人)



ながおかし みやうち
長岡市（宮内地区）におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

ながおかし みやうち

- ▶ 長岡市:A 宮内(22,614人) (計22,614人)

避難先:三条市

避難経由所

さんじょう つばめ
三条・燕総合グラウンド



67施設(収容可能人数:22,886人)から、
新潟県と三条市が調整の上、決定。

【主な経路①】

なかのしまみつけ
国道8号→中之島見附IC→

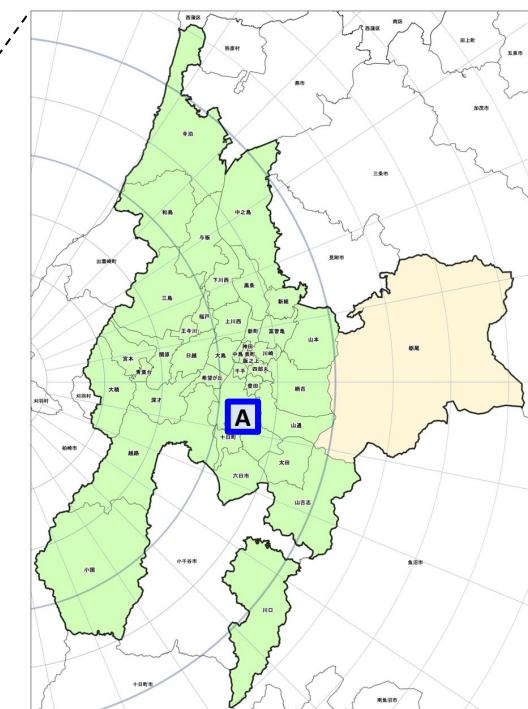
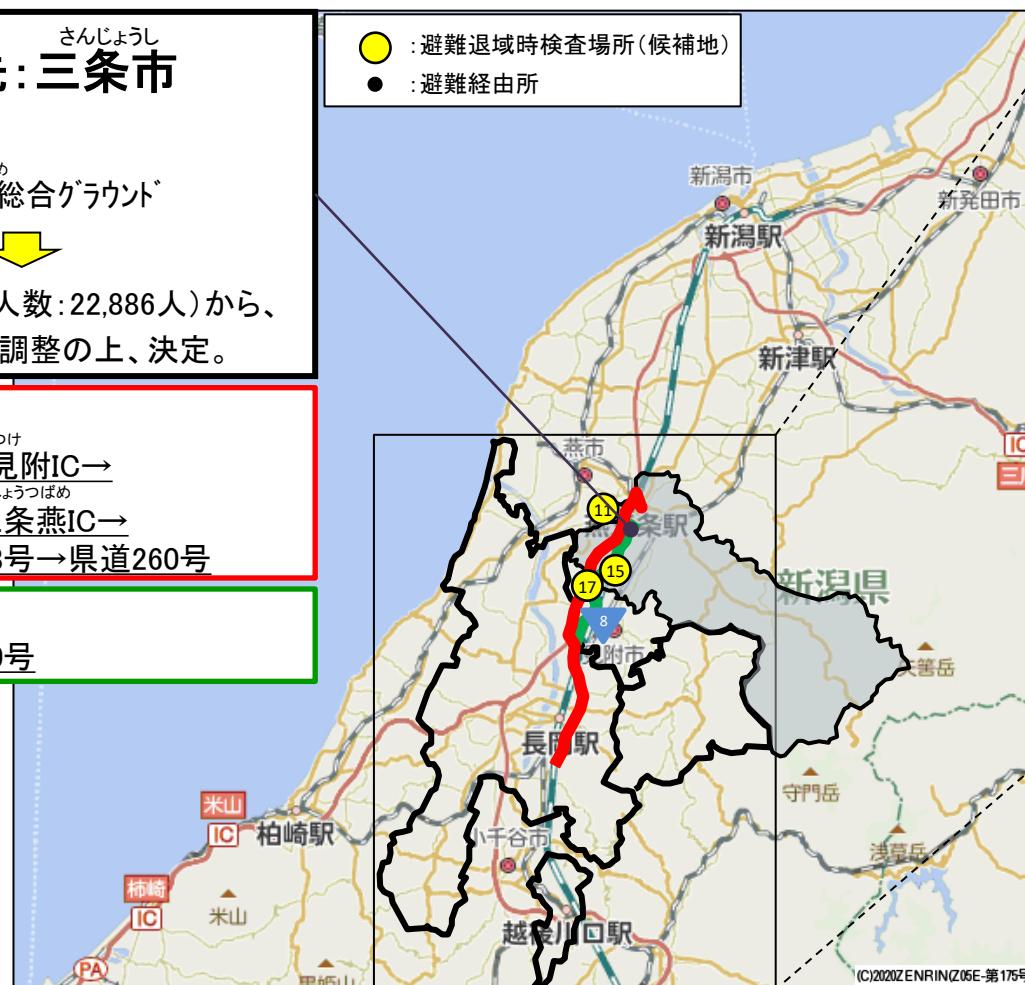
さんじょうつばめ
北陸自動車道→三条燕IC→

国道289号→国道8号→県道260号

【主な経路②】

国道8号→県道260号

- : 避難退域時検査場所(候補地)
● : 避難経由所



番号	避難退域時検査場所(候補地)
⑪	つばめし 燕市体育センター・交通公園
⑯	さかえ 栄野球場
⑰	さかえ 北陸自動車道 栄PA 下り

※ 番号はP145に対応

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

対象地区

- ▶ 長岡市:A 四郎丸(9,350人) (計9,350人)

かもし たがみまち
避難先:加茂市、田上町

避難経由所

かも
加茂文化会館
たがみまち
田上町役場



かもし
加茂市20施設(収容可能人数:12,763人)、
田上町3施設(収容可能人数:1,779人)
から、新潟県と加茂市・田上町が調整の
上、決定。

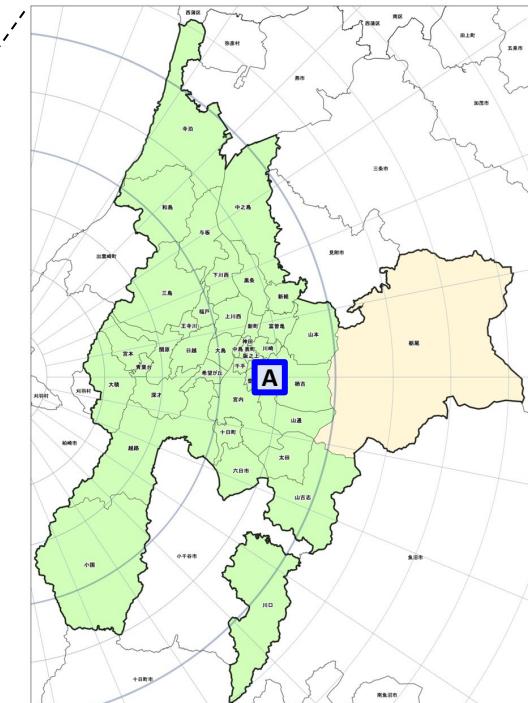
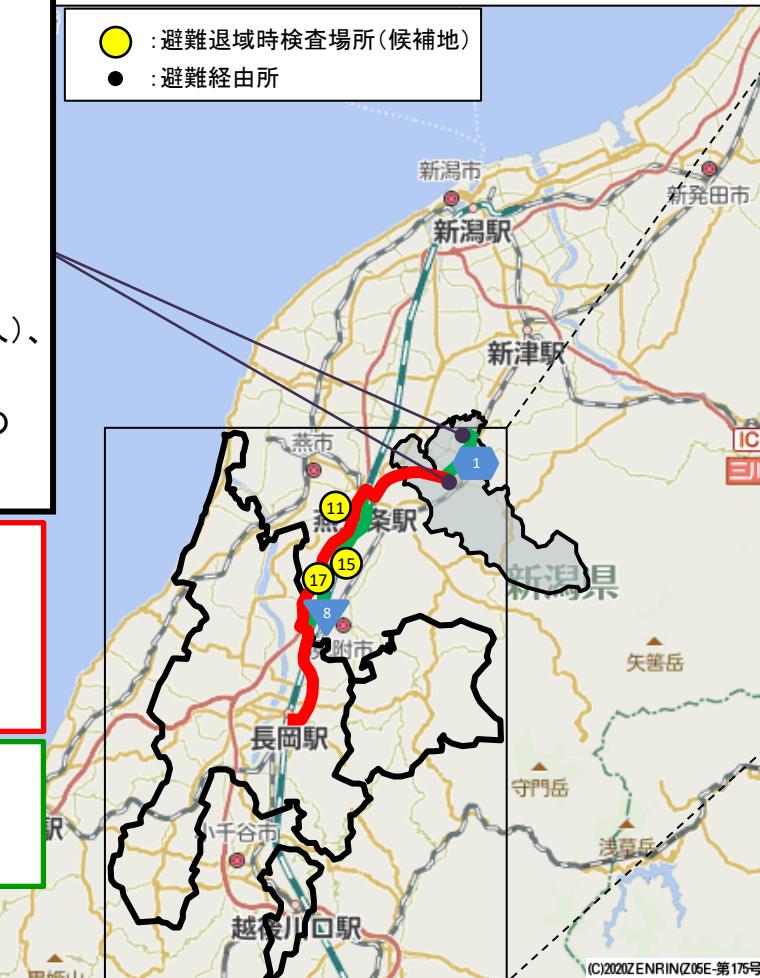
【主な経路①】

なかのしまみつけ
中之島見附IC→北陸自動車道→
さんじょうつけめ
三条燕IC→国道289号→県道1号→
県道9号→国道403号

【主な経路②】

国道8号→国道289号→県道1号→
県道67号→国道403号

- : 避難退域時検査場所(候補地)
- : 避難経由所



番号	避難退域時検査場所(候補地)
⑪	つばめし 燕市体育センター・交通公園
⑯	さかえ 栄野球場
⑰	さかえ 北陸自動車道 栄PA 下り

※ 番号はP144に対応